令和5年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録				
招集月日	令和5年3月2日(木)			
会 議 場 所	市役所 5階 議場			
開会日時	令和5年3月2日(木)午前9時02分			
散会日時	令和5年3月2日(木)午後4時47分			
委員 長	織田 京子			
委員会出席議員				
委員長	織田 京子			
副委員長	潮田 幸子			
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 諏訪 三津枝			
欠 席 委 員	なし			
議長				
委員外議員				
傍 聴 者	なし			

議題

議案番号	議題名	審査結果
第8号	鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第9号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第10号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第11号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例	原案可決
第12号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に 関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	鴻巣市川里創作館設置及び管理条例を廃止する条例	原案可決
第14号	鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条 例	否 決
第15号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会 に付託された部分	原案可決
第24号	令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第30号	令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第33号	令和5年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

	(教育部)		
佐々木晴美	教育部長	齊藤	隆志
	教育部参与	大島	進
高子 英江	教育部副部長兼		
佐々木志万子	教育総務課長	鳥沢	保行
矢澤 潔	教育部副部長兼		
	学務課長	上岡	勝
	教育総務課中学校給食		
木村 勝美	センター所長(課長級)	竹井	豊
沼上 勝	生涯学習課長	髙橋	和久
	学校支援課長	穐山	孝幸
	高子 英江 佐々木志万子 矢澤 潔 木村 勝美	佐々木晴美教育部長 教育部参与高子 英江 佐々木志万子 矢澤教育部副部長兼 教育部副部長兼 学務課長 教育総務課中学校給食木村 勝美 沼上センター所長(課長級) 生涯学習課長	佐々木晴美教育部長 教育部参与齊藤 教育部参与高子 英江 佐々木志万子 矢澤教育部副部長兼 学務課長 学務課長 学務課中学校給食鳥沢木村 勝美 沼上センター所長(課長級) 生涯学習課長竹井 髙橋

健康づくり課長兼

新型コロナウイルスワクチン

接種推進チーム課長清水 恵子福祉課長服部 和代

障がい福祉課長

介護保険課長 宮澤多喜也

新島 政博

新型コロナウイルスワクチン

接種推進チーム副参事 中山 尚子

学校支援課教育支援

センター所長(課長級) 久保田明子

スポーツ課長 川口 修

中央公民館長(課長級) 新井 隆司

吹上支所副支所長兼地域

グループリーダー (課長級) 大島 和之

吹上支所市民グループ

リーダー(副参事級) 川又 敦子

川里支所副支所長兼福祉

グループリーダー (課長級) 吉田 勝彦

 書
 記
 佐伯 幸子

 書
 記
 中島 達也

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と野本恵司委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第8号 鴻巣市次世代育成支援 対策地域協議会条例の一部を改正する条例、議案第9号 鴻巣市放課後 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例、議案第10号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 11号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例、議案第12号 鴻巣市特定教育・保育及び特定 地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例、議 案 第 1 3 号 鴻 巣 市 川 里 創 作 館 設 置 及 び 管 理 条 例 を 廃 止 す る 条 例 、 議 案 第 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条 例、議案第15号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号 令和4年度鴻巣市 一般会計補正予算 (第13号) のうち本委員会に付託された部分、議案第 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第 24号 30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部 分、議案第33号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案12件で あります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第8号から議案第15号について、議案番号順に審査を行います。次に、議案第22号の一般会計補正予算について審査を行います。次に、議案第30号の一般会計予算について審査を行います。最後に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び予算の議案第24号及び議案第33号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、 予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくよう お願いします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、 よろしくお願いします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第8号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長)おはようございます。それでは、議案第8号、鴻巣 市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正についてご説明申し上 げます。

こちらは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法の条項番号が変更されるため、 条例において引用している当該箇所を改正するものです。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第8号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) それでは、議案第9号、鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令が改正され、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する規定や、バス等の自動車による移動、送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、おはようございます。それでは、議案第9号ですか、 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部の改正というところで今ご説明いただきました。主な内容には児童の 安全の確保に関する規定ということで、先ほど安全計画の策定を義務づ けるという形になっているのですが、業務継続計画の策定と同時に、本 市ではどういう状況になっているのか確認をしたいです。

(こども応援課長) 今現在の状況ですが、今回安全計画の策定等が努力 義務ということで経過措置について義務づけされたのですけれども、現 在は、安全確保の面では、鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準第7条の規定により、非常災害に対する具体的な計画の 策定、それから避難訓練等が努力義務とされている状況です。また、放課後児童クラブの運営指針において衛生管理、安全対策の取組については示されているという状況です。

以上です。

(金澤) そうしますと、今策定中という形で、これがある程度決まりま すとどのように指示徹底をするのか確認をさせてください。

(こども応援課長) こちらにつきましての改正は、既に放課後児童クラブの月1回の合同会議にて内容を周知しておりまして、安全計画、業務継続計画等の策定について運営者には周知をしているところです。 以上です。

(金澤) 次に、もう一点だけ。

送迎バスがありますよね。送迎バスの安全管理の規定を追加したわけでしょう、今回。そうすると、内容的には所在確認の義務を負うという形でここにも記載されているのだけれども、議案第11号とちょっと比較すると、バスのブザー等の設置義務というのがないのだよね。これはどういうことなのですか。

(こども応援課長)バスの装置の設置義務につきましては、放課後児童 クラブは義務づけをされていないので、こちらに掲載されていないとい う形になっております。

(野本) 議案第9号について幾つか質問をいたします。

今回の改正の中で私が感じるキーワードというのは、安全ということと 業務継続計画の2点であろうと思います。鴻巣市が意識する、まずは安 全という部分のポイントはどういう項目になるのでしょうか。何につい ての安全という、そういう。

(こども応援課長)今回の条例改正に関する安全につきましては、今まで非常災害とか限られた部分での定めはあったのですけれども、安全点検、安全指導、訓練や研修等を幅広く安全計画を立てることになっています。放課後児童クラブにつきましては、やはり大事なお子さんを預かるという部分では安全、安心が何よりも優先されるべきものと考えておりますので、今回の改正をもちまして、さらに体制の安全化を目指して

いくという形になると思います。

以上です。

(野本) その安全というものの中身というものを今伺っているのですけれども、例えばチェック表を作るとすると、そのチェック表にどういう項目が入ってくるのかということが分かればお願いします。

(こども応援課長) 先ほどお話ししました安全計画に含まれる安全点検についてです。主な内容、ここに盛り込まれる具体的な取組としましては、児童クラブ内の設備、特に児童の日常の遊びや生活に使用される設備等は毎日点検し、必要な補修等を行い、施設内のみならず公園など定期的に利用する場所についても安全点検を行い、マニュアルを策定し、職員間の共有を図るという形に考えております。

(野本)今の答弁の中で毎日点検しというものがありましたが、そうするとチェック表を作ることになるということでよろしいのでしょうか。 (こども応援課長)この内容については、もちろん職員の周知も入っておりますので、チェック表等作成をし、きちんと漏れのないようにそれを実行していただくことが意義あると考えております。 以上です。

(野本) そのチェック表は誰が作るのでしょうか。それは市の部局が作るのか、それとも現場が作るのか。

(こども応援課長)チェック表については、現場の状況に合ったものでないといけないということから、各放課後児童クラブ運営者を中心に先生たちと話し合っていただいて、漏れがないよう作っていただくという形になります。

(野本) 例えば遊具とか、遊具はないのかな、器具とか設備のどういう ことが該当するのでしょうか。

(こども応援課長)ここで一定の基準というのはお示しできるのはなかなか難しいところではあるのですが、例えば公園の点検に関しては、やはり国のほうから遊具の点検の項目等が示されております。また、クラブに関しては、おやつの提供とかの関係で、調理場所であるとか、あとはもちろん子どもたちが遊ぶ場所等ありますので、そこの状況に応じて

点検項目をつくっていただくという形を考えております。

(野本) 毎日点検をすることになります。その点検の結果っていうのは どのようにチェックされるのでしょうか。

(こども応援課長)日々の点検につきましては運営のほうでやっていただくのですが、市のほうで放課後児童健全育成事業を委託等行っているということから、指定管理につきましてはモニタリング、それから業務委託の事業者につきましては点検という、こちらのほうの検査が入った時点で、きちんとなされているかっていう確認を行わせていただきます。 (野本)そうすると、具体的に言うと、毎日のチェック表を例えば1か月分だとか、何か月分かとかっていうものを適正につけられているかを見るとか、そういうようなイメージでよろしいのでしょうか。

(こども応援課長)検査に入った際にはその帳簿を見せていただくことを想定しています。ただ、書類の点検だけではなくて、やはり安心、安全な環境づくりというところの意識づけ、そこが一番大切だと思っておりますので、そこについては月例の定例会で機会があるごとにみんなで意見交換をしながら周知徹底していきたいと考えております。

(野本) 今、月例ということ答弁にありましたが、具体的に今までもやっているものなのでしょうか。

(こども応援課長)毎月の放課後児童クラブの合同会議におきましては、この安全、安心という部分では、点検のみならず、各放課後児童クラブであった事例などを皆で持ち合いまして、例えばほかのクラブでどういうことをやっているとか、そういったことを皆で議論をしながら市内全体の放課後児童クラブの資質向上を図っているという状況です。

(野本) そうすると、今回条例改正になりますけれども、基本的には今までもやってきたことというふうなことでよろしいのでしょうか。 そうすると、逆に新たに加わることも今回あるのですか、改正によって。

(こども応援課長) 今回の改正の目的が、今まで児童が入所する児童クラブにつきましては国の定める運営基準として明確な位置づけがなかった、それなので今回それを国の運営基準として明確に位置づけられるというところが理由となっております。

(野本) そうすると、今までと変わるところはそれほどないのかなと思 いますが、その辺はいかがでしょうか。

(こども応援課長) 現場の状況に関しては、やはり今までも安心、安全が大切であるということは徹底しておりますので、大きく変わる部分はないと思います。ただ、やはり国の運営基準として位置づけられたことにより、全国的に児童クラブの安全確保というところの動きが進んだと考えております。

(野本)次に、業務継続計画の……ごめんなさい。もう一つ伺うのを忘れていました。この中には研修のほかに訓練というものが入っています。 これまでの訓練の実施はどういうふうにあったのか、あるいは今後それが変わるのか、その辺を伺います。

(こども応援課長)訓練につきましては、今まで鴻巣市においては、1年間の業務の計画、児童クラブの運営の計画を立てていただく際に必ず年間計画として訓練を組むようにお願いをしておりました。そのようなことから、ここで訓練という明記が入るのですが、市としては既に全体的に行われているというのを確認を取っております。

(野本) ちなみに、訓練は年に1回なのでしょうか。その辺を伺いたいです。

(こども応援課長) こちらにつきましては、年に1回以上は必ず行うようにということでお願いをしておりますので、ただ訓練のほかに、例えば救命であるとか、それぞれ安全に関したものを年間に数回設けているという状況は確認しています。

(野本)分かりました。

業務継続計画について、これは今まではあったのか、新たにつくるのか、 まず伺います。

(こども応援課長) 放課後児童健全育成事業者につきましては、現在業務継続計画の策定に係る規定は存在しておりません。児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究報告会の内容を踏まえまして、今回所要の改正が行われたという形になっております。

(野本) そうしますと、新たにつくるというふうに認識しますが、業務

継続計画、業務をいかに続けていくかということだと思うのですけれど も、ポイントというと、どういうところがポイントとなることになるで しょうか。

(こども応援課長)この業務継続計画につきましても、やはり施設の状況であるとか、クラブも学校内だったり、単独施設であったり、それぞれございます。やはりそのポイントもその状況によって変わってくるかと考えます。ただ、基本となるものはひな形として国から示されておりますので、そこからさらに各施設の状況を踏まえながら、重要部門を押さえながらつくっていくという形になるかと思います。

(野本) 国から示されているひな形の中で、例えばどういう項目がある というのを幾つか出していただけるでしょうか。

(こども応援課長) ひな形の内容につきましては、事前の対策であるとか、感染症に係る事前の対策、自然災害の事前対策、そういったものについてそれぞれ細かい項目、地域との連携、人材確保等が定められておりまして、その項目についてそれぞれ定めていくという形になっております。

(野本)例えば今回コロナ禍の中で職員が感染あるいは濃厚接触になると出勤できないということになったりして、それが複数人数になると業務の継続が非常に難しくなると。これまでも事例があるのかなというふうに思いますけれども、そういう場合にどうするのか、あるいは園を止めてしまうのか、そういうことなのかなというふうに思いますが、その辺の流れについて伺いたいと思います。

(こども応援課長)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、やはり人員不足するという事態は今までございました。今回業務継続計画が策定ということで、ここで定められてくるのですが、現場といたしましては、今までは事業の維持、継続なかなか難しい場合につきまして、また感染拡大防止を目的としましては、施設を原則閉所という形を取っておりました。ただ、やはり働く方の支援をしなければいけない、どうしても預からなければいけないお子さんがいるということもありますので、現場としましては、どうしても預かりが必要な方ということで保護

者さんに聞きまして、そういったお子さんだけは預かるという対応を取っております。

(野本) 例えば一つの施設が閉所した場合に、ほかの施設にというやり くりもあり得るのでしょうか。

(こども応援課長)放課後児童クラブに関しましては、小学校に付随してついている施設ですので、そこの小学校のお子さんが来るという前提は変わらずにやっている状況です。

(野本)では、もう一つ。

これも訓練というものが書いてありますけれども、これはまた別な、先ほどの安全とは別に設けることになるのか、それとも一括して行うことになるのか。

(こども応援課長)安全計画、それから業務継続計画、それぞれに訓練 という項目がございますので、それぞれ別なものということで解釈して おります。

(潮田) それでは、前任者が幾つか聞いていただきましたので、私のほうからは一番ちょっと基本的なこと、私がよく分からないことを確認を したいと思います。

条文の7条の2のところからでありますけれども、放課後児童健全育成事業者、この事業者というのは市であるのか。それで、事業所というところが各事業所という意味。要は、これの主語が全ての条文において放課後児童健全育成事業者となっておりますので、これは市はというふうに考えてよいのかどうか、まず伺います。

(こども応援課長) 放課後児童健全育成事業につきましては、基本的には市町村事業なので、市が行う事業ということで位置づけられています。 ただ、市が認める事業者に対して委託等を行うことができるという定め になっておりますので、事業者というのは児童クラブを運営する運営者 という解釈になります。

(潮田) そうすると、この計画というのは、つくるのは、この文章からいくと、事業者というところには、事業所との違いというのはどういったことになるのでしょうか。

(こども応援課長) 放課後児童健全育成事業所というのは場所なので、 放課後児童クラブ、このやる場所ということで、その場所での生活その 他の日常生活におけるという形の項目になっております。

(潮田) そうすると、これの要はこの計画をつくるのは、委託をしている事業者が2つ持っていれば2つという意味ではなくて、事業者、要は委託をしているところが計画をつくる、市もやっているわけだから、そういう考えでよいのかどうか伺います。

(こども応援課長) 今お話のあったとおり、放課後児童クラブ、その放課後児童クラブを運営している事業者がそれぞれ計画をつくるという形になります。

(潮田) そうすると、今本市では直営と公設民営と民設民営というふうになるかと思いますけれども、この計画をつくるべきところというのは全部で幾つになるということになるのでしょうか。

(こども応援課長) クラブ数でいいますと23となります。運営者数でいきますと12になるかと思います。

(潮田) そうすると、本市における安全計画というのは12個つくられるということになるのか。でも、これ事業所ごとの特性もあるということでありますので、計画は全部で幾つつくられることになるのでしょうか。(こども応援課長)計画のつくり方にもよるかと思います。23の放課後児童クラブがあるのですが、1つの児童クラブの中でも箇所数が2つ分かれているところがございます。それを一体的につくるかどうか、別々につくるかによって個数が変わってくるとは思うのですが、基本児童クラブごとと考えますと、23の計画ができるという形になります。

(潮田) そういたしますと、これはこの23が既にあるということになる、市としてはあるのかと思いますけれども、23の計画がいつまでに、どのようなスケジュールで、またこれは市のほうにも提出するようになるかと思うのですけれども、そういったスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

(こども応援課長) 既に、先ほどお話ししたとおり、こちらについては 周知をしております。また、既に安全計画を策定しているところもあり ます。ただ、状況としましては、まだ策定していないところもありますので、この計画の策定につきましては、やはり策定している中で困ったこととか相談したいことというのが出てくると思います。これを月例の先ほど申し上げました会議の中で情報共有を図りながら徹底した安全計画がつくれるようにと考えておりますので、今の時点でゴールは考えておりません。ただ、やはりここで努力義務として定められたことでも随時運営者と連携を取りながら見守っていきたいと考えております。ただ、この努力義務が令和6年の3月31日まで、令和6年4月1日からは義務化されますので、それまでには完成をするように考えております。

(潮田) 7条の3のほうになりますけれども、放課後児童クラブで利用者のために自動車を使う事業所は、本市では幾つあるのでしょうか。

(こども応援課長)放課後児童クラブに関しましては、自動車を今現在 使っているのは3クラブです。

以上です。

(潮田) 3 クラブは、これは民設民営になるかと思いますけれども、その名称を教えていただけますか。

(こども応援課長)まず、1つ目が学童保育ふくろうの森、2つ目がなのはな学童保育、3つ目が小谷学童になります。

以上です。

(潮田) そうすると、この3つのクラブというのは、小谷は学校にすぐくっついているようなところかなと思いますけれども、ふくろうとかは離れているところだと思いますけれども、学校にまで迎えに行くのは、なのはなさんも迎えに行く、すみません、おうちに送るというのではなくて、学校からもあるのか伺います。

(こども応援課長)放課後児童クラブにつきましては、保護者の送迎が 原則となっておりますので、クラブからの帰りは保護者の送迎でお願い しております。このバスにつきましては、小学校から児童クラブに来る までのお迎えという形で使用している状況です。

(潮田) それでは、最後、放課後児童クラブでコロナの感染による影響

について、これ最後のところでコロナの細かいことまた書いてありますけれども、実際今に至るまで、前任者の質問でもありましたけれども、金額的なものでいうと、金額というか、今に至るまでコロナによって経営等が大変になったとかというようなものというのがどのようなものがあったか。また、これ補正でございますので、令和4年度の中での部分……補正ではない。これは条例ですけれども、これからですけれども、すみません、大きくどのような影響があったかを伺います。

(こども応援課長)まず、ご質問の経営の関係なのですけれども、放課後児童クラブ、コロナが始まりまして、例えば小学校の休業等、いろいろ大きく影響を受けているところです。ただ、やはり午前中からの開室が必要になったところもあるという中では、国等の補助もついては、状況把握をしまして委託料なり補助金なりという形で運営者にはお渡しをしているところです。その状況を聞きますと、そこで不足をしているというところ、運営が困っているというお声はいただいていないので、助かるというお声をいただいているという状況です。

(潮田)かかったお金についてはいいのですけれども、入ると思っていたお金が入らなかったというようなことはなかったのでしょうか。

(こども応援課長)放課後児童クラブの利用料に関しては、やはり先ほどお話ししました原則休室、そういった対応を取った場合については、日割計算で利用料を減免しているという状況です。ただ、そういったことがあった、基本的には、すみません、直営とか指定管理の施設につきましては市の歳入になりますので、運営者への影響は実はございません。また、民設民営につきまして、自分で利用料を徴収しているクラブに関しましては、そこは国の補助制度がございますので、それを利用しまして、利用料の補填という形でお金を運営者にお渡ししているという形です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長)続きまして、議案第10号、鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明いたします。

これは、基準を定める内閣府令が改正され、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、当該事項について条例中の規定を削除するほか、こども家庭庁の創設に伴う関係法の改正に伴い、条例において引用している法律の条文の条項番号に対応するため、所要の改正を行うものです。ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、これ議案第10号ですよね。

(委員長) 10号です。

(金澤)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正というところでお尋ねします。今回のこれは、先ほどもご説明ありましたこども家庭庁の設置という関係から、その法律が施行されるので、それに伴う改正というふうに理解しますが、まず大きなものとしては懲戒権の規定を削除というところなのだけれども、親の子に対する懲戒、執行部としてこの懲戒とはどういうふうに説明というか、お考えになっていますか。

(保育課長)懲戒権ということで、子どもの監護、教育のための子どもに対してのしつけを行う権利ということで理解しております。 以上です。

(金澤) いいのですけれども、具体的には、例えば殴るとか、ひねるとか、縛るとか、押し入れに入れるとか、そういう親の子に対するもので、そういうものが児童虐待につながっているというふうに解釈しているのだけれども、その辺で間違いないですか。

(保育課長)委員のおっしゃるとおりだと思います。 以上です。

(金澤) 今回のは懲戒権を削除する狙いというところなのですが、ここにも児童虐待を正当化する口実に利用されているからという形であるのだけれども、執行部としてはこれどういうふうに理解しているのかお聞きしたい。

(保育課長)懲戒権のこちらのほうに書いてあるとおり、児童虐待の正当化、口実ということなのですけれども、今まで児童虐待に当たって、基本的に今児童福祉法のほうで禁止にされているということなのですけれども、こちらの懲戒権のほうのしつけという部分で勘違いというか、理解の違いにおいて事業者のほうで行ってしまったという部分等々、ニュース等、報道等でもあったと思いますけれども、そういった部分があったということで、今回改正でこの辺の削除をしたというふうに理解しております。

以上です。

(金澤) 今の説明で分かるのだけれども、ちょっと重複してしまうかも

しれないのだけれども、懲戒権の削除ということによって大きな意味で何が変わるのですかというところをちょっと教えてもらいたいのだけれども。

(保育課長) しつけと称して虐待ということをなくすと、禁止にするということが一番の目的だと思います。

以上です。

(金澤) そうすると、親子の、親の子に対するしつけというか、という形になるのでしょうけれども、この辺は非常に難しいところがあるかなという感じはするのです。というのは、私なんかが子どものときはこういうことがあったし、それが児童虐待という感じではなくて、親の子に対するしつけだという形で受けていた状況なのだけれども、それがこういうふうに変わってきたというところなのですけれども、これこっち振ってしまっていいですか。教育面ではどういうふうに考えているかというのは質問できるのですか。

(委員長)教育委員会のほうにもお聞きしますか。

(金澤) 関連するかなとは思うのですけれども。せっかくいらっしゃるから。

(委員長)では、教育委員会のほうでこれに関連してお答えできること がありましたらお願いします。児童虐待に対してですね。しつけが虐待 に当たるかということ。

(教育部参与) それでは、お答えいたします。

学校現場のほうといたしましては、学校教育法等、法律の中で当然ながら体罰は禁止ということをうたわれております。ただ、懲戒権につきましては、例えば掃除の当番を報告させるとか、そういうものの範囲の中では依然としてまだ認められているところでございますので、その辺のところの制度に基づきながら学校現場のほうは対応していっている状況でございます。すみません、お答えになっているかどうか、ちょっとあれなのですが。すみません。

(野本) それでは、議案第10号に対して質問をいたします。

説明の中に懲戒権というものが削除になるということですけれども、先

ほどの答弁からすると懲戒権イコールしつけというふうな捉え方という ふうになるかと思いますが、そうするとしつけはしないというような意 味に捉えられてしまうのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(保育課長) お答えします。

今まで懲戒権ということで、それを児童虐待の正当化に、口実にされているということで、そちらのほうが実際に、しつけというのは暴力を伴ったものとか、そういうものを基本的にはなくすということが、禁止するということがやっぱり今回の法改正の趣旨になっておりますので、その辺で行ったという形になっていると思います。

以上です。

(野本) そうすると、しつけというものはあるけれども、体罰とか虐待 に値するようなものが、削除されるということは、それができなくなる というふうに捉えればよろしいですか。

(保育課長)委員おっしゃるとおり、そのとおりだと思います。また、 もともと体罰等は既に禁止されているという状況になります。 以上です。

(野本) 今、最後にもともと体罰は禁止というふうになっているという ことであるとすると、逆に分からなくなるのは、懲戒権と体罰の違い、 その辺が逆に分からなくなってしまうのですけれども、その整理の仕方 をもう少し分かりやすく言っていただけると助かります。

(保育課長)今回の懲戒権、しつけという部分になるのですけれども、 しつけと称して暴力、体罰等々振るうということを禁止したいというこ とが今回の条例改正の基本になっておりますので、もともと体罰等、そ の辺については禁止されているという部分なのですけれども、なかなか しつけと体罰ということで、必要なしつけはあるかと思うのですけれど も、しつけに当たって体罰等をなくすということが基本だと思います。 以上です。

(野本) その辺のことを管理者側がしっかりと分かっていないと現場は 分からないというふうになりますので、そこのところをしっかりと把握 して説明をしていただければなというふうに思います。 何かあれば答弁 お願いします。

(こども未来部長)体罰ということなのですが、基本的には子どもの人権を尊重する、年齢、発達の状態において、子どもの健全な発達に有害な影響を与える暴力であるとか言動、そういったものを抑えるということが決められてはおりますが、そこに体罰が加わることが虐待につながるというふうに考えておりまして、そこを禁止するということにつながると思います。

以上です。

(野本) 今部長の答弁の中で言動という答弁もありましたよね。そこのところが先ほどまではちょっと聞けなかったのですけれども、やはり精神面に対する虐待と言ったらいいのかな、体罰とは違うのだけれども、精神に対する打撃というものもそこには含まれているというふうに理解すればよろしいでしょうか。

(こども未来部長)精神的な虐待ということで、繰り返し言動で子ども を傷つけるような言葉、そういったものも含まれていると考えておりま す。

以上です。

(野本) 分かりました。

あともう一つ、今回の改正がこども家庭庁の創設に対応することによる 改正ということですけれども、こども家庭庁の創設というものが具体的 にどのようによい作用をしていくと考えるのか、影響と言ったらいいの かな、その辺を伺いたいと思います。

(保育課長)こども家庭庁の創設に伴って、今まで厚生労働省と文科省 等々で同じような補助金があったりとか、同じような制度等があった場 合のものが一つに統合されるということで、非常に申請等もしやすくな って、活用もしやすくなるというふうには理解しております。

以上です。

(潮田)今回の条例で定める施設の市内事業者の分類、すみません、これ鴻巣市特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の違いというのが、 これがよく分からなくて、それぞれの分類がどのような分類になってい るのか。要は私が心配をしているのは、今回の条例改正によって鴻巣市内にある全ての保育施設、保育を行っているところに全部これが適用されるのかどうか。小さな、家庭的保育室よりももっとまたちっちゃなところもあるかなというふうに思うのですけれども、そういうところへの影響というのを含めて、鴻巣市特定教育・保育施設というものと特定地域型保育事業、これのちょっと分類とかを伺いたいと思います。

(保育課長) お答えします。

子ども・子育で支援新制度において施設型給付を受けるため市の確認を受けた保育事業になりまして、特定教育・保育施設とは施設型給付の支給に係る施設として確認する教育・保育施設になりまして、本市では保育所及び認定こども園が該当します。また、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者で、本市では小規模保育事業及び事業所内保育事業が該当します。

(潮田) そうすると、今答弁のありました以外のもう少し小さい規模のところで預かっているところとか、認可されていないところというのは、今回のこういったものには一切対象にはならないということになるのでしょうか。

(保育課長)委員おっしゃるとおり、今回は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が該当する形になります。

以上です。

(潮田) 認可を受けていないところについては、市としては掌握はできていないということになるのでしょうか。

(保育課長)認可外保育施設につきましては、毎年1回実地調査、また立入調査等を行っておりまして、把握のほうはしております。 以上です。

(潮田) 私が心配しているのは、実際には認可外のところとかが心配かなというふうに思っておりましたので、これについては、年に1回やっているということであれば、こういった施設に対してもこういったような指導、指導はできないのかな。でも、こういうものがあるということ

を伝えるというのはできるのでしょうか。

(保育課長)年に1回の実地指導において、もともとその認可外のほうの実地指導の基準というものが国のほうに存在しておりまして、そちらの中に今回のような内容も含まれておりますので、その場においてそういった指導もできると思います。

以上です。

(潮田) この懲戒権のところが削除されたことはすごく私は大事だと思っているのですけれども、1点は、今までこういったような例が保護者から報告とか相談があったかどうかということをまず伺いたいと思います。

(保育課長)保護者からのほうの通報や相談等は受けていない状況です。 市内の保育施設において虐待等の不適切な保育はないものと考えております。

以上です。

(潮田) 今後、事業所の職員による児童を傷つける発言があった場合の報告、報告というか苦情は、保護者は誰に言ったらよいのか。要は、子どもを預かってもらっているという、こんな言葉を言ったらいけないかもしれないけれども、人質というか、預かってもらっていて、そこで自分が苦情を言ったら預かってもらえないのではないかという不安があると、保護者の方はなかなかどこに言ったらよいのかが分からないかと思いますけれども、そういったものはどこに苦情を言ったらよいかというのを確認したいと思います。

(保育課長) 苦情等、園に対してあった場合には、苦情解決の福祉サービスということで第三者委員というのを定めることになっておりますので、そちらのほうに相談等していただくという制度がございますので、そちらのほうになっていると思います。

以上です。

(潮田) 第三者委員会というのがあったとしても、取りあえず市の保育 課のほうに苦情の報告はするということでよろしいでしょうか。その際、 今回懲戒権というのが削除になったということをもって、そういうこと を、苦情を言ったからといってそこの保護者のほうに不利益が起きない というような保障はできるのでしょうか。

(保育課長) 先ほど苦情のほうは第三者委員ということで申し上げましたけれども、もちろん市のほうにも報告は上げていただいている場合もございますので、そういった場合には不利益を起こさないようにというか、保護者の方に与えないように、市のほうと第三者委員も連携しながら、それの解決を図っていきたいなというふうに思っております。 以上です。

(潮田) そういたしましたら、その第三者委員ってどういった方で構成 されているのか伺います。

(保育課長)基本的には各事業所のほうで選任していただくことになる のですけれども、公立の場合には児童委員のほうを選任しております。 以上です。

(潮田) すみません、今の児童委員というのは民生児童委員という意味 でしょうか。

(保育課長)委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第10号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとお

り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

(休憩 午前9時56分)

 \Diamond

(開議 午前10時14分)

(委員長)では、少し時間前なのですが、全員お集まりなので、引き続き開会したいと思います。

議案第11号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長)続きまして、議案第11号、鴻巣市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し 上げます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令が改正され、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、当該事項について条例中の規定を削除するほか、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する規定やバス等の自動車による移動や送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) 先ほどの出た議案とかぶる内容が多いので、ここでは送迎バスについて、今まで出ていないところがありますので、そのバスの対応について、安全管理について具体的な説明をお願いしたいと思います。本市におけるというふうな形で。

(保育課長)今回、バスの安全ブザー等の設置等とかっていうことで上程しておりますけれども、昨年9月に発生した送迎バスの園児置き去り

死亡事案を受けまして、こどものバス送迎・安全徹底プランというものが国のほうで定められまして、その中で安全装置の装備が義務づけされたということで、今回上程している次第でございます。 以上です。

(野本)現状としては、その基準になる安全装置については、現状はど のような状況でしょうか。

(保育課長) 現状においては、装置自体はついているところは確認していないのですけれども、安全確認については各事業所とも全て県と協働して各施設確認しまして、きちんと乗降時全て児童の安全を確認をしているということで把握はしております。

以上です。

(野本) そうすると、今後は安全装置ということでブザー等が義務づけられるということになるわけです。そうすると、それをつけるということになる。それについては市の関わる部分があるのかどうか、要するに予算づけがあるのかどうか、その辺を伺います。

(保育課長) 今回、3月補正のそちらのほうで子どものための安全対策 事業ということで各施設におけるブザー等の設置に係る補助金のほうを 計上させていただいております。

以上です。

(野本)ブザーという言葉そのものは分かりますが、具体的にそれがど のように子どもが扱えるものなのか、具体的な説明いただければと思い ます。

(保育課長) こちらのブザーにつきましては、国土交通省のほうにおいて送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインというものが策定されまして、そちらに基づく形式のブザーを設置するということになっているのですけれども、基本的にこのブザーについては、あくまでも職員が全て見回りした後に、こちらのほうで今把握しているのが、車両の後方にブザー、子どもの手の届かないところについていまして、そちらのほうを後ろまで運転手等が見回って、何もなければそちらのブザーを止めるという形のものになっております。

以上です。

(野本) 今の説明だと逆によく分からなくなってしまったのですけれど も、子どもの安全のために職員が押すブザーだということなのでしょう か。

(保育課長)ブザーにつきましては、最初から申し上げますと、送迎等をした後にエンジンを止めた状況になりまして、そうすると一定時間でブザーが鳴ることになります。そのブザーを止めるためには、そのブザーは一番後ろの後方につけるものであって、そちらを全部確認しながら回って最後に押すということで今回のようなヒューマンエラーを防ぐということの装置という形になっております。

以上です。

(野本) やっと分かりました。子どもが自分で危険を外に知らせるとい うもの自体はないということなのですか。

(保育課長)今回のは、先ほど言った降車時確認式の装置、そのブザーのほか、自動検知のもの、あとは両方を兼ねたものということで、子どもが何かするというものではない形になります。

以上です。

(野本) ヒューマンエラーを防ぐための装置ということは分かりましたが、それでも事故というのはそういうものをかいくぐって起こってしまうことがあるわけですけれども、例えば子どもたちにはクラクションをいざというときには鳴らすとか、そういうようなことを何かニュースとか報道で見たことがあるのですけれども、子どもたちに向けてのそういうようなメッセージというのはこれまであるのでしょうか。

(保育課長)今回、家庭的ということで、ゼロから2歳児という部分の改正になってございまして、そちらのほうはやっぱり2歳児までを預かるということで、なかなか子ども自身がそういったことをするというのは難しいと思いますので、そのための今回の大人が行う、または自動検知で外にブザーを発するという装置になっている形で、特にはその辺の指導等はしていない状況です。

以上です。

(野本) そうすると、それが正しく作動するということがもう鍵になる と思いますが、その自動検知というのは、鴻巣市は導入、本市ではしっ かり導入されることになるのでしょうか。

(保育課長)現在想定しているのが降車時確認式の装置、自動検知ではなくてブザー式のものを市としては考えております。今回、市としてはつつみ学園のほうに設置する予定ですので、それを今検討しております。以上です。

(野本) 自動検知というものを採用しない理由というのはどんなところ にあるのでしょうか。

(保育課長)自動検知のほうがちょっと、1月末現在なのですけれども、まだ国のほうの認定としてなっているものが出ていないという状況でしたので、また値段的なものもかなり高額になってきまして、センサーをつけるというのが、つつみ学園で使っているバスがハイエース的な、そんなに大きなバスではないという部分もございますので、今回はブザー式でしていこうかなというふうに考えております。

以上です。

(金澤) それでは、議案第11号について質問させていただきます。

議案第9号と非常に内容的には似ているかなという感じはするのですが、私自身が勉強不足で申し訳ないのですけれども、まず家庭的保育事業というのは、平成27年かな、子ども・子育て支援制度の地域型保育事業というのあるではないですか。それに含まれている事業として解釈しておいていいのですか。

(保育課長)はい、委員のおっしゃるとおりです。

(金澤) それで、家庭的保育士というのをあんまり私勉強不足で分からないのだけれども、家庭的保育士というのはどういう資格を持っている人なのですか。

(保育課長)家庭的保育者ということでよろしいですか。保育士。指定の研修を修了した保育士、県等が実施する研修を終了した保育士等ということで定められております。

以上です。

(金澤) その資格の試験とか、そういうのがあるのですか。

(保育課長) 規定の時間等がございまして、その時間の研修を全て受講するということが条件になっております。

以上です。

(金澤) すみません、勉強不足で。それで、その保育士の配置基準とか、 幼児に対する子どもの何歳までは何人が受け持つとか、そういう基準と いうのもあるのでしょうけれども、その辺はどういうふうになっている のですか。

(保育課長)基本的に家庭的保育事業につきましては、ちょっと種類が 4 つほどあるのですけれども、市内にある小規模保育事業と事業所内保 育事業においては通常の保育士と同じ形で、ゼロ歳児は3対1、1歳児、 2歳児は6対1という形になっております。

以上です。

(金澤) すみません、それで今回の内容についてちょっと入らせてもらいます。

内容的には3つあると思うのです。児童の安全確保のための規定を追加するということが1つ。それと、先ほど野本委員からありましたバスの送迎関係、それと先ほどから議案になっている懲戒権の規定の削除という形で、3つが主な改定かなという感じがするのですけれども、その中で家庭的保育事業者に対しては安全計画を作成しなさいという義務づけというところなのですが、これの策定内容と、いつまでに策定させるのか、その辺を確認したい。

(保育課長)安全計画につきましては4つほど、安全点検ということで散歩や公園等の定期的に利用する場所について安全点検を行うという部分のものと、あとは児童、保護者への安全指導ということで、交通安全や不審者等の対応について児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保してもらうことを指導したりとか、あとは実践的な訓練や研修の実施ということで、避難訓練や救急対応、不審者を想定した訓練または研修を実施すること、4つ目としまして、再発防止の徹底ということで、ヒヤリ・ハット事例等の収集、分析をして再発防止策を講じるというもので安全計画

の策定という形になっております。こちらのほうは、令和 5 年 4 月 1 日から安全計画義務化されますので、それまでの間に作成するということになっております。

以上です。

(金澤) 施行日がかなり切迫しているのですけれども、この辺はもう準備等の指示というのはやっているのですか。

(保育課長)はい、全ての事業所に対して周知のほうは行っております。 (金澤) 周知はいいのだけれども、実際の4月1日から施行になると、 ある程度確認も必要なのでしょうけれども、その辺はどういうふうに。 (保育課長) あと1か月、ちょっと切っているのですけれども、もう一 度再度確認しました上で、作成したかどうかというのは中旬以降に再度 確認をしようかなというふうには思っております。

以上です。

(金澤) 対象保育事業者というのはどのくらいいらっしゃるのだ。

(保育課長) 今回の家庭的のほうに該当する事業者は14事業者となって おります。

(金澤)次に、先ほどバスの送迎の安全管理についていろいろ質疑いただきましたが、このバスの自動車へのブザーの設置、これは当然車の業者さんにするのだろうけれども、それの確認とか、その辺はどういうふうになっているのですか。いつまでに整備しろとか。

(保育課長)ブザー等の設置につきましては、令和5年の4月から施行になりますので、基本的にはそこまでにつけるのですけれども、経過措置がございまして、令和6年3月31日までに設置するということになっております。経過措置としては3月31日までとなっております。令和6年のということで。

以上です。

(金澤)では、幾らか余裕があるのですね、そういう面では。では、その間の期間云々は通常どういうふうな形。今の現状と同じような形でやるように指示しているのですか。

(保育課長) 具体的には、国のほうでその安全装置の設置までの間、代

替措置として運転席にその確認を促すようなチェックシートを作成して もらって、ヒューマンエラーが起こらないように、そちらのほうを活用 して、設置までの間そちらを使っていただいて安全確認を徹底していた だくということで考えております。

以上です。

(金澤) その内容で最後の3つの懲戒権の規定の削除というところは、 議案第10号等でもお話しした内容で変わらないという形でいいのです か。確認だけです。

(保育課長)はい、委員のおっしゃるとおり、同じ内容になっております。

以上です。

(加藤)では、ちょっと関連してお聞きしたいと思います。

14事業者があるというふうなことですけれども、その中で何事業者がバスというか、車の運行をされているのですか。

(保育課長) お答えします。

14事業者のうち、送迎を目的とした自動車を日常的に運行している事業者は市内にはございません。ゼロになります。

以上です。

(加藤) そうですか。ないなら逆にいいのですけれども、2歳児までの子がそういう送迎というか、帰りはほとんどお迎えに保護者がいらっしゃるのでしょうけれども、2歳児の子がそういう車に乗ってどういうふうに行けるのかなって逆に心配したのです。そんな幼稚園生とかであればそれなりにきちんと行かれることはできるでしょうけれども、2歳児までの子がそんな車に、はい、乗ってって、どんなふうな形でそこの事業所まで、家庭保育室まで行けるのかなって心配したのですけれども、これはあくまでも法改正の中で、では一応鴻巣市としてもこれをするということの理解でよろしいわけですね。分かりました。

以上です。

(潮田)前任者の皆様の質疑である程度分かったのですけれども、確認 をさせていただきたいのですが、今この11号までで保育に関しての送迎 のバスについては全部出てきたのかなというふうに思います。そうしますと、この11号まで含めますと、今回の送迎バスの関連で、鴻巣市で全部で幾つの事業者がこのバスの安全装置の設置をすることになるのか伺います。

(保育課長)市内で保育事業者ということになりますと、幼稚園を含めますと12事業者になります。

以上です。

(潮田) この12事業者の中に保育ステーションも入っているのでしょうか。

(保育課長) はい、保育ステーションも入っております。

以上です。

(潮田) そういたしましたら、すみません、12だけであれば、それぞれ ちょっと名称も言っていただきたいと思います。

(保育課長) 幼稚園が箕田幼稚園、鴻巣ひかり幼稚園、吹上中央幼稚園、鴻巣幼稚園、この4つになりまして、認定こども園が5園ございまして、エンゼル幼稚園、めぐみの木こども園、ゆめのはなこども園、鴻巣英和こども園、大芦こども園の5つ。保育所のほうで送迎しているものはない状態です。それと、障がい児通所事業所としまして、つつみ学園、こどもデイサービス、最後に保育ステーションということで一つということになっております。

以上です。

以上です。

(潮田) そうすると、つつみ学園は、これも対象というふうになるということでありますけれども、このつつみ学園とかですと、これはかなり一日で回る範囲が広いかなというふうに思っているのですけれども、これが送るのは1コースだけになっているところなのでしょうか。1コースで全部、1回で全部みんな送り終わるということになるのでしょうか。(保育課長) そのときの状況によっても変わるのですけれども、今2コース(P41「1コース」に発言訂正)を回っております。

(潮田) 分かりました。今、幼稚園が4つというのがありましたけれど

も、幼稚園のお子さんで、これは幼稚園年少さんよりももっと小さいお子さんを預かっているということでしょうか。それとも、普通の通園バスということになるのでしょうか。

(保育課長) あくまでも通園に使用する送迎バスということなので、通園バスとなっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第11号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長)続きまして、議案第12号、鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

これは、こども家庭庁の創設に伴う関係法の改正に伴い、条例において 引用している法律の条文の条項番号に対応するため、所要の改正を行う ものです。ご審議のほどお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたしますが、大丈夫ですか。

では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はございますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決する ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号鴻巣市川里創作館設置及び管理条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長)次に、議案第13号 鴻巣市川里創作館設置及び管理条例を 廃止する条例についてご説明いたします。

鴻巣市川里創作館につきましては、昭和51年7月供用開始以来、多くの方にご利用いただいてまいりましたが、施設が老朽化し、修繕箇所が多々生じていることに加え、利用状況も低調であることから、これを廃止

するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 議案第13号ですけれども、ただいまの説明によりますと、老朽 化、そして利用者も低調であるから、もう既に昭和51年の建物というふ うなことで廃止というふうな提案ですけれども、今回の議会の中でこの 創作館のアスベストの調査をするというふうな内容がありますよね。も し廃止になった場合には、その後利活用するのにアスベストがどうなの かということが必要なので調査をするということですけれども、老朽化 して利用者が低調、議運からの資料を見ますと、平成30年度は1,051人、 令和4年が140人というふうに、もうこの数字だけを見ますと確かにそれ は少なくなっているのは事実だと思うのです。現状だと思うのですが、 いろんな中で休館とか、いろんなこともあったわけです。そういうこと を経過した中で、先ほど申し上げましたように、その後の利用のために アスベストの調査をするという。老朽化をしているというふうなことで 廃止をする理由が挙げられているのに、ちょっとその辺、であるなら、 今コロナ禍の中でいろんなところで利用者が少なくなっているのはもう 目に見えて分かっている内容だと思うのです。今まだコロナ禍、これい ろいろと5月から緩和されるというけれども、その中で今ここで廃止を するという考えはいかがなものかなというふうに思うのですけれども、 その辺の説明をお願いいたします。

(福祉課長) 今ご質問にありましたアスベストの関係になるのですけれども、担当課としましては、廃館の今回の理由に関しては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、施設の老朽化、あとは利用者の方の低迷によるものというふうに考えておりましたので、アスベストの関係については、申し訳ございません、お答えいたしかねるところでございます。あと、コロナ禍の利用についてということですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり利用者数のところはコロナの閉館の期間の部分が影響があるのではないかということですが、利用者の団体の方たちに聞いて

も、近くに川里の生涯学習支援センター等もありますので、そちらのほうにもう移っているというふうに聞いております。 以上です。

(加藤) 担当課としては、そのアスベスト関係というのは直接議案の予 算の中に上げてきた内容ではないかと思うのですが、やはり管理をして いる福祉課、担当とこれからそのアスベストの調査をしようという、同 じ行政の中で、もう数年前に公共施設の管理計画の中でいろいろと利用 を続行するとか、もう廃止を予定するとか、いろいろ計画はあったかと は思うのですが、そういう中で、もうでもアスベストのほうの関係の担 当はそっちがもう廃止されるのを見据えた中でそういうのを今回の議会 に出してくるわけです。やはりでもそれは一緒にならないとおかしいの ではないかなと思うのですが、ここを担当の方は、今職員さんいらっし ゃらないので、その辺のすり合わせというか、話合いがどうだったかっ て聞くことはできないと思うのですけれども、やはり行政内の中の内容 であるので、ちょっとその辺はおかしいのではないかなというふうに思 います。ただ、やっぱり創作館にしても何にしても、今総合計画の中で みんな、老朽化、老朽化でとか利用人数が少ないからということで廃止 みたいなことをいろんな中で計画されていると思うのですが、でもやは りこういう公共施設は必要があって建設してきているものだと思うので す。その時代、時代によっていろいろもちろん変わってくるのは理解す るのですけれども、ただ単に利用者が少ないからってすぐそういうふう に廃止するというのはいかなるものかと思うのですけれども、どの辺ま での、どういうことだから廃止するという基準というのですか、そうい うのをどのように考えているのか。やっぱり新しく何かを造るなんてい うことはなかなかこれからはできるものでないかと思うのですが、せっ かく川里町のときからあったわけですよね。昭和51年からということで あったわけで、やはり合併してすべからく何か川里地域のそういう公共 施設がいろんな面でなくなってきているわけです。まず初めに社会福祉 協議会もなくなったりとか、福祉関係では、そういうことがあったり、 この後の議案にもまたありますけれども、そういうことでやっぱり必要 があってできたものを、老朽化は分かります。新しく建設して始まれば翌日からもう築何年の話で老朽化していくのは、新しく幾ら建てたといっても、出来上がれば、もうあとはどんどん消耗していくのは何の建物でも当たり前の話でして、そういう老朽化、老朽化ということよりは、やはりどうしたらそれが市民にとって活用していただけるかというふうな、そういうことを考えるべきだと思うのですけれども、そういうことって考えた経緯があるのかないか、お聞かせください。

(健康福祉部長)最初のお答えでちょっと足らなかったところありましたので、おわび申し上げます。アスベストの調査につきましては、この後普通財産になりますので、私どもの所管からは離れますけれども、その中でどうしていくのか、施設、土地をどうしていくのかは全庁的に検討していきます。その中で、もし取壊しになったとしても、そのときアスベストが入っているのかどうかというのは大事な要素になりますので、それを担当課のほうでアスベスト調査をするという予算を計上させていただいていると聞いています。

それから、せっかく設置した理由がある施設なのでということでございますけれども、利用の人数が少ない中で、かつ一方では維持管理が毎年毎年かかっていきます。創作館につきましては、近くに川里生涯学習センターという立派な施設もございます。そういうところを総合的に勘案すると、利用が低調なところよりも立派な、空調も効いて、施設の整っているところをお使いいただくほうが利便性も高いのではないかなと思っております。私どもそのように考えておりまして、昨年の介護保険運営協議会、審議会ですね、に川里創作館の現状について報告申し上げて、ご意見をいただいたのですけれども、利用も低調であるところから、施設の役割は終えたのではないか、近くに生涯学習センターもあるというご意見もいただいております。そういうところも参考にさせていただいておりますので、こうなったから廃館をするという一定の基準があるわけではないですけれども、総合的に判断したというところでございます。以上です。

(諏訪)では、議案第13号、質問させていただきます。

この施設そのものが、高齢者が生きがいのある生活を営めるように、その能力に即した技術を習得するとともに、もう一つ目的があって、地域の文化を継承するための活動の拠点として開設がされている。 2 つの大きな目的があったということを今回の議案の説明書の中で拝見させていただきました。そして、それをなぜ廃止にするかということなのですが、修繕箇所が多々生じている、維持費が大変ということと、利用状況が低調である、この 2 つが廃止の大きなものだということなのですけれども、利用状況に関しましては、確かに議会運営委員会で議員のほうから参考資料を頂きまして、5年間の利用状況が確認できました。その中での質問なのですが、まずこの創作館を利用するに当たって、利用するためにどういった方法があるのか、どのように申請をするのかをまず伺います。

利用に当たっては、川里創作館の管理条例の施行規則によりまして、利用する日の2か月前から利用する日までに申請をいただきまして、利用をしていただくことになります。申請の受付については、川里支所のほうで行っております。

以上です。

(諏訪)川里支所で利用の申請ということですので、支所が開庁している時間帯のみの申請ということになるかと思うのです。今鴻巣市は公共施設の管理システムがあって、通常2か月前からシステムで利用申込みができるので簡便で、市内どこからでもできるのですが、利用申請に当たって、まずちょっとハードル高いなと感じているのです。要するに川里支所まで行かなければ申請ができないというところで利用実態が少し、通常の公共施設よりはハードルが高かったのかなと思うのです。そして、その申請をした暁に利用するときにはどんなふうな手順が必要なのか伺います。

(福祉課長)利用するときにということですけれども、川里支所に鍵の管理をお願いしておりますので、鍵を受け取りに行っていただいて使っていただくということになります。

以上です。

(諏訪) そのとおりなのです。ですので、鍵を受け取りに行かなければならない。これ二重のハードル、高くなっていると私は感じました。 利用実態なのですけれども、本会議場ではたしか2団体が主に利用されているということでございまして、1団体は釣り仲間というように伺っているのですが、ほかの団体ではどういったところが使っていらしたのかを。

(福祉課長)利用の団体については2団体ということなのですが、1つは委員おっしゃるとおり釣りのお友達が集まっての団体と聞いております。もう一つの団体について確認を取りましたら、同窓会で会費を徴収している、何か同窓会費の会だというふうにご説明を伺いまして、川里の地域の方だけではなかったのですが、同窓会で集まって会費を徴収している会と聞いております。

以上です。

(諏訪) 先ほど前任者の質問に対して、利用されている方々にどういうふうに利用されているかということを聞いたということと、実際には今生涯学習センターに大体移って活動しているというご答弁でした。利用者に聞いたということなのですけれども、私もちょっと川里の地域の方々にお声を伺いに行きました。ですが、事前の説明がないねと皆さんおっしゃいました。この事前説明というのはどんなふうなタイミングで行ったのか。また、利用する団体というのは、現在は2団体かもしれませんけれども、実際には平成30年1,051名、48回、これピークかどうか分かりませんが、その後はちょうどコロナで閉館だとか中止にしていたりというような影響でぐっと減っていると思いますが、一応事前説明はどのように行ったのか伺います。

(福祉課長)事前の説明ですけれども、この廃館についてということの説明については、まだ議会に上程する前でございましたので、12月の議会の全員協議会において予定ですというご説明をした後に、まず近隣の住民に対して方向性のところはお話をさせていただいたところです。近隣の住民の方にお伺いをしたときに、もうその近隣の自治会が解散をしているということで、自治会単位には説明はできないよということを情

報収集を、教えていただいたところです。以前に、30年度という今お話がありました。令和2年のときに、実は川里創作館の桜の木が道に覆いかぶさっていて危険があるよという情報提供がございまして、その際に過去の利用者の方に対して、川里創作館にある桜の剪定、伐採をするときに、ちょっと利用状況のほうを確認を取らせていただいたこともあったのですが、要は老朽化に伴って今は利用していないよというお声をいただいたというのも事実でございます。

以上です。

(諏訪) ただいま自治会の方に伺ったということなのですが、多分お話 を伺ったのは1つの自治会、解散した自治会確かにございます。そこの 方に伺ったのだと思うのですけれども、もう一つ大きな自治会があるの です。西部自治会さんという。ここは毎年総会を創作館で開いているの です。コロナになってからもう3年ですけれども、総会をコロナの状況 なので開かないという状況のために創作館使っていないということが私 も聞き取りの中で判明しました。ですので、今年の総会はできたら、創 作館使えるのだったら使いたいという、そういう希望もあるようなので す。先ほど部長のほうが生涯学習センター、近くに立派なものがあると いうことなのですが、やはり目的違うのではないかなという気がするの です。もともとできたとき高齢者の生きがいのある生活を営めるように、 それと文化を継承する活動の拠点というふうに書かれているように、文 化の活動の拠点というところでは、ささらの活動をするときに使ってい たということなのです。こういったところがその生涯学習センターでで きるかどうかということもあるのですけれども、廃止をするとなると、 この2つの大きな目的をどんなふうにお考えになっているのか伺いま す。

(福祉課長) 今その目的についてどのようにということでございます。 今、申し訳ありません、私どもでささらの活動の団体が過去に利用して いたという情報が担当のほうの記録にはちょっとございませんでしたの で、ささらの団体の団体名等も今手持ちの資料にはございません。平成 30年からの利用団体についてもそういう活動の記録が残っていないとこ ろですので、今その目的はということでお答えしかねるところもあるのですが、ただ私たちのほうで今回の廃止についてご審議いただきたいといった内容については、先ほどご説明をさせていただいたとおり、施設の老朽化、あとは利用の低調によって、部長の説明にもありましたとおり、維持費等のバランスから上程をさせていただいたものです。

以上です。

(諏訪)せっかく議案説明に地域の文化を継承するための活動の拠点と書かれたわけですから、実際にどういった活動が行われていたかは当然執行部としては知っているかと思うのですが、ではささら以外にどんな活動だったのか伺います。

(福祉課長) 先ほど部長の説明の中にありました介護保険運営協議会のほうに諮った際に、委員の中に地元の方がいらっしゃいまして、地元の方としてご意見をいただいたところですと、成人式の後に同窓会をそこでやったのを何十年前の記憶があります、思い出がありますというようなご意見をいただきましたので、旧川里村のときにはそういった利用をされていたというふうに担当としては情報収集はさせていただきました。

以上です。

(諏訪) 同窓会で皆さんそのまま長くご近所様とお付き合い、それも貴重な文化だと思います。そのほかに何かお聞きになっていらっしゃいますか。

(福祉課長)私たちのほうで今お答えできる内容については、先ほどお話をさせていただいたとおり、釣りの同好会、あとは同窓会の会費を集めた会ですというふうに聞いております。

以上です。

(諏訪)今回の議案の施行日が令和5年6月1日というふうになっておりますが、この期日にした理由を伺います。

(福祉課長)お答えいたします。

施設の利用予約につきましては、先ほどご説明をさせていただきました利用日の2か月前となっていることから、本議会の承認を得てからとな

りますと、利用者のことも考えて 5 月末まで利用ができるとしたところです。

以上です。

(諏訪) そうしますと、随分と急な話だなというふうに思いますが、地域の方々は結構知っていないことが多いのですけれども、急に廃止、使えなくなるよということに関して、地域の住民の方々にはどんなふうに周知を予定をしているのか、また納得されない方がいらっしゃるかもしれないので、そこをちょっと伺いたいと思います。

(福祉課長)地域の方にということですけれども、私たちのほうでまず 利 用 者 の 方 に 対 し て ご 意 見 を 頂 戴 し た い と こ ろ か ら 、 昨 年 、 4 年 の 秋 に 立て看板を設置をさせていただきました。その立て看板の内容とします と、こちらの川里創作館の脇に空き地があるのです。そこが以前はゲー トボール場として利用されていたという情報がありましたので、現在利 用されている方はいないよという近所の方のお声もあったのですが、知 ら な い と こ ろ で 利 用 を さ れ て い る 方 も い ら っ し ゃ る の か な と 思 い ま し て、立て看板を設置をさせていただいて、利用している方については担 当 課 で あ る 福 祉 課 の ほ う に ご 連 絡 を 下 さ い と い う 立 て 看 板 を 設 置 を さ せ ていただきました。設置をさせていただくときに、当然ご近所のほうに は私のほうから出向いてご説明をさせていただいた後に立て看板を設置 させていただいたところなのですが、近所の方も利用しているのを見た ことがないよと。あとは、その立て看板を設置した後も一件もお問合せ はいただいておりません。それと、廃止についてですけれども、先ほど と 繰 り 返 し に な り ま す が 、12月 議 会 の 全 員 協 議 会 の ほ う で 説 明 し た 後 に も う 一 度 担 当 の ほ う で ご 近 所 の ほ う を 回 ら せ て い た だ き ま し て 、 3 月 に はこのような廃止に向けて計画をしておりますということは周知をさせ ていただきました。

あと、何度か現状の視察ということで私たちのほうも、担当も私も含めて現場に行ったところ、生協のトラックの利用が1件ありまして、その利用されている方にたまたまお会いをできたところでございます。その方たちに対してもお話をしたところ、ここでなくても大丈夫なので影響

はございませんというお声をいただきました。以上です。

(諏訪) ここを自治会でごみの集積所として使っている団体が少しある ようなのですが、その辺はご存じでいらっしゃいますか。

(福祉課長)はい、存じ上げております。

(諏訪)ごみの集積所として今後も使いたいということと、あとはやっぱり公園がないので、公園としても使っていきたいというようなご意見がありました。

そして、ではちょっと変えるのですけれども、今後の修繕箇所が多々生じているということなのですが、令和3年に網戸の修繕だけ行っています。この間何か修繕が発生したのか、実際には令和4年も140名の方がお使いになっていらっしゃるのですけれども、この間修繕が必要だった箇所はあったのかを伺います。

(福祉課長)まず、ごみの集積所のことですけれども、ごみの集積の担当課と協議をさせていただきまして、廃館後もごみの集積については使用しても差し支えないというようなご意見はいただいているところですが、今後調整してまいりたいと思っております。

それと、公園についてということなのですが、近所の方が空き地についての利用も、要はそこに立ち入る方も今ちょっと見たことがないというお話をいただいておりまして、先ほど立て看板で利用についてというところも情報収集したところですが、公園についてという使い方をされている方たちを、ちょっとお声がありませんでした。

それと、先ほどの修繕の箇所でございますけれども、令和2年に漏電の 火災警報器の交換修繕を行っております。それと、先ほど桜が覆いかぶ さった道路の危険を回避するために樹木の剪定を行っております。それ と、3年度、委員おっしゃるとおり網戸の修繕を行いました。それと、 架空線の断線による修繕を行っております。

以上です。

(諏訪) 今後考えられる、いわゆる施設を維持するための修繕費用、概算でどのくらいというふうにお考えなのか伺います。

(福祉課長)未修繕だった箇所については、表の敷地の中に、玄関の前に街路灯があるのですけれども、街路灯の電球がちょっと特殊な電でを使っておりまして、そちらの電球が、電球だから安いのかなと思って見積りを徴取しました。そのところ、見積りが取る業者さんによっても、ちょっと取れないという業者さんもありました。取れた業者さんについては10万円弱だったと記憶をしております。それと、お風呂の設備について、これも見積りを徴取するところだったのですが、まずお風呂の設備について点検がずっと未実施であるよというご指摘をいただいたところです。それなので、全体でこのお風呂を修繕するよという見積りも、そっくりそのまま取り替えるのか、それとも部分的に点検を行ってからやるのかということで、正直申しますと見積りが出せないよというような業者さんのお声がありました。それと、1 階の創作室の部分なのですけれども、空調機が壊れておりまして、こちらについては30万弱の修繕がかかるというふうに見積りは徴取しております。

(委員長)諏訪三津枝委員、あと1分ほどですので、まとめてください。 (諏訪)そうしますと、高額な修繕費、維持費が大変だということのご 説明でしたけれども、実際には今考えられるのは40万円弱ということで、 浴室は入浴施設として使うかどうかによってもまた違ってくるかと思う のですが、これが高額かどうかを最後に伺います。

(福祉課長) 先ほどの修繕のところでございますけれども、申し訳ございません、これ私設備についてのご説明をさせていただいたのですが、今2階に上がると床がふかふかしておりまして、躯体のところの部分のかかる修繕費については、申し訳ございません、見積りを徴取しておりません。

それと、維持管理についてですけれども、令和3年度の実績値で申しますと、維持管理は141万6,250円ほどかかっておりますので、維持管理料についても、すみません、先ほどご説明から漏れておりました。失礼いたしました。

(委員長) 5分ほど早いのですが、次の質問者が途中で休憩になってし

まいますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。

(休憩 午前11時09分)

 \Diamond

(開議 午前11時24分)

(委員長)では、休憩前に続き会議を開きます。

保育課長より発言の訂正を求められていますので、これを許可します。 (保育課長)発言の訂正をお願いします。

先ほど潮田副委員長の質疑の中で、つつみ学園の送迎につきまして2コースと申し上げました。正しくは吹上方面の1コースのみとなっております。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

(金澤) それでは、議案第13号について 1 点だけ確認をさせてもらいます。

川里創作館の利用状況、これ令和3年が13回で129人かな、令和4年度が15回で140人ということで、確かに公の施設としては利用度が落ちているという形で、先ほど部長さんからもお話がありました。費用対効果を考えればやむを得ないというような感じであるのですが、この施設私も見たことがあるのですが、確かに利用的にはちょっともう難しいなという感じはするのですが、実際これ6月1日から廃止するということなのですが、1点だけなのですが、その後の跡地というか、この建物云々の利用というか、その辺はどのように考えているのか、分かっている範囲でいいのですけれども、お聞きしたい。

(福祉課長)跡地の利用についてということですけれども、今後行政財産から普通財産となりますので、資産管理課を通じて庁内検討委員会等において全庁的な利活用を検討した上でその用途が検討されていくことになるかと思っております。

以上です。

(金澤) 先ほど前任者もお話がございましたが、川里地域の公の施設、 これが大体見直しを図るような形になっていくという状況の中で、ビジョン的には、では川里地域をどうするのだというところを今後検討して いただきたいというような私の要望ですけれども、その辺も踏まえた形 で協議していただきたいと思いますが、可能ですか。

(福祉課長)川里創作館の担当課としまして、今後、今委員さんからいただいたような要望がありましたということで引き継いでまいりたいと思います。

以上です。

(野本) 議案第13号に関しまして幾つか質問をいたします。

既にこれまでの質問で大体のことが分かってきました。現在利用が少なくなっているという部分の要因としては、川里生涯学習センターが近くにあり、そこが利用できるということだというふうに理解しますが、川里生涯学習センターの利用は増えているのかなというところはつかんでいますでしょうか。

(福祉課長) 川里生涯学習センターの全体の利用がこの川里創作館の影響で増えているかというところまでの数字は、申し訳ございません、捉えておりません。 ただ、先ほど過去に利用していただいていた団体がそちらのほうに移っているから大丈夫だよというお声はいただいております。 そちらのほうは把握をしております。

以上です。

(野本) 今後創作館が廃止になるというようなことについては、大体今までの利用をしている方々はおおむね了解をしているというふうに理解 してよろしいでしょうか。

(福祉課長)令和4年度に利用していただいております2団体についても、代表者の方にご意見を頂戴するために、こちらの担当のほうからご説明をさせていただきました。その際には、やむを得ないねというご承諾はいただいておるところです。

以上です。

(野本)施設の老朽化というのが大きな要素でもあると思うのですけれ ども、最近、最近というか、これまでの直近で修繕というのはどのよう なものがあったでしょうか。

(福祉課長) 一番新しくて令和3年度に行いました架空線の断線による 修繕をさせていただきました。この架空線というのは、電柱から建物に 電気を取るところの電線が切れてしまいまして、そちらの修繕を行いま した。

以上です。

(野本) 先ほどの前任者の答弁の中では、床が大分ふかふかしているとか、そういうような状況があるということも伺いましたが、そのほかに何か利用して不具合というか、不便といいますか、不便ではないな、使いにくいというようなことはあったでしょうか。

(福祉課長) 今の不便なところということですけれども、ちょっと具体事例で申し上げますと、実は昨年度、火災で焼け出されてしまった方が行くところがなく、一晩川里創作館を提供して、お布団等もそこに運んで利用していただきました。その方、朝になられたときに職員のほうでお迎えに行ったところなのですが、今晩もどうですかというようなお話をしましたら、もう怖くてここには寝れないよと、もうこんなところにはちょっと来られない、あとはやっぱりコンビニ等がないので利用ができない、買物ができないとちょっと不便だよというお声をいただきまして、その方も一晩で実はお友達のおうちに避難をされたということもあります。なので、そういった近隣の状況もありまして、最近では利用が難しくなっているのかなというのも一つ低調の理由になっているかと思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪)では、議案第13号に反対の立場で討論をさせていただきます。 非常に古い施設ということで、当然ながら新しい施設と比べれば見劣り はすると思います。ただ、この古い施設で、その年月、やはり川里の住 民の方々が育んできた文化、伝統があると思います。先ほどご答弁の中 では多くの方に声を聞かれたようなご答弁でしたけれども、実際にはま だまだ川里の方々からは意見が言えていないという声が届いています。 で す の で 、 川 里 の 方 々 は 、 本 当 に 古 く て 大 変 に な っ た ら 、 そ れ は 仕 方 が ないかもしれないけれども、意見をよく聞いてほしいという声が出てい ます。そういった川里の方の意見を十分に聞くことがまず大事だと思い ます。先ほど火災被災者の方が一晩泊まって怖いとおっしゃられた、こ れが低調の理由だというふうにおっしゃられたのですけれども、3.11の ときに福島から被災された方々があそこで十分に避難所として活躍でき た施設でもあります。そういった施設形態になっているなというふうに 私も1度中を拝見させていただいたときに思いました。入浴施設、確か に維持するのは大変だとは思うのですけれども、いつどこでどんな災害 があるか分からないというところで、やはり川里地域でああいう宿泊が できるような施設というのは、今後は上手に維持していくことで十分使 えると思います。あとは、何よりも地域の文化の継承をするための活動 機関だったということがやっぱり必要なのではないかなと私は思ってお ります。古いものを上手に生かしながら、地域の方々の拠点となるよう にしていくことが大事だと思います。

あと、改善点としましては、申請から使うまでにやはり支所が開いているときでないと使えないというようなことも含めて、利用の改善をしながら、多くの方に使ってもらいながら地域で存在する施設として残すべきだと思います。

以上のことから反対です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 鴻巣市川里創作館設置及び管理条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

(委員長) 挙手半数であります。採決の結果、可否同数と認めます。 したがって、鴻巣市委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決いた します。議案第13号については、委員長は可決といたします。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部 を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(介護保険課長)次に、議案第14号は鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

これは、鴻巣市高齢者福祉センターにおける入浴施設の老朽化に伴い、現在の指定管理期間が終了する令和6年3月31日をもって鴻巣市高齢者福祉センターひまわり荘を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤)では、議案第14号について質問いたします。

これは、先ほどの創作館と同じように川里地域にある公共施設になるわけですけれども、創作館を廃止、そしてまたこのひまわり荘、やはりこれも……

(委員長)加藤久子委員に申し上げます。

もう少しマイクを口のところに近づけてお願いいたします。

(加藤) この施設に関しましても、老朽化、そして利用者が少なくなっているという実態であるというふうな理由が大きな理由でないかと思います。しかし、参考資料を見せていただきますと、高齢者福祉センターの3 館ある中で、ひまわり荘が令和4年などは1月までにしましても6,091人の方の入浴者数があって、利用者数も6,174人という、本当にほかの高齢者施設よりも多く利用者がいるという実態ではないかと思うのです。このコロナ禍でいろいろと休みがあったりとか、いろんなことをする中で、これだけやはり高齢者の方たちはここを楽しみに利用されているという実態ではないかと思います。老朽化といえば本当にみんな公共施設も築何十年ということで老朽化しているのは実態かと思うのですが、しかしこの高齢者福祉センターの中ではひまわり荘が一番新しいのです。築年数からいえば一番新しく、昔、吹上町の方は、川里にこのひ

まわり荘ができたというので、コスモスの家があるにもかかわらず、あ えてひまわり荘に行ってきたという話をたくさん聞いています。その頃 はまだ高齢者といっても意外と、今80ぐらいになった方が60代ぐらいで、 自転車で行ったのか何で行ったのか分からないのですが、やはりきれい でいいよみたいなことで利用されたという話も聞いているのですが、そ れから数十年たつ中でこういう実態になっているのは、それは分かりま す。しかし、このひまわり荘のあるところは、今川里地域の複合施設的 な一部になっているわけです。小中一貫校の計画を見たりしますと、ま だどこがどうというふうにきちんと決まっているわけでありませんけれ ども、この辺の地域に小中一貫校を造ろうというふうな流れも実際ある のではないかと思います。あるところでの質問したところに、やはり川 里ふるさと館とか川里グラウンドゴルフ場、またポプラ館、そういった ところに予定はしている、まだ決定したわけではないが、その辺を取り あえず構想として考えているというふうな、そんな回答も出ております。 もう本当に川里地域としたら、では公共施設は何が残るのかというと、 本当に生涯学習センター1つぐらいになってしまうのではないかなと思 うのです。コミュニティバスが運行されているというものの、1日そん なに数多く循環しているわけではありませんし、そういう中で、やっぱ り今市のほうではいろんなサロン的なことを実施していただけるよう な、地域の方にそういう依頼をされたりしているかと思うのです。そう いう実態とこういう人がそこに自由に行ける、楽しめるといった場所に 関して、老朽化と利用者が少ないからといった中で廃止の方向というの はいかなるものかと思うのですが、その辺本当に高齢者の方たちに対し てどういう目線でこのセンターを廃止というふうなことに決定していこ うとしているのかを伺いたいと思います。

(介護保険課長) 今加藤委員のご質問なのですけれども、確かに今回施設の老朽化、入浴施設の老朽化ということで今回こういうふうな判断をさせていただいておるのですが、介護保険課につきましても高齢福祉全般の事務を扱っておりまして、昭和55年当時は恐らく高齢化率は10%未満だったと。今は鴻巣市につきましても30%を超えて、人口につきまし

ては3万5,000人以上の方が高齢化、65歳以上の方となっております。その中で、私どもも、加藤委員おっしゃるとおり、確かに高齢者の方が生き生きと憩いの場でくつろいでいただきたいということはもちろん、高齢福祉の分野としては当然のことでございますが、一方では、やはり介護度が上がっておりますし、サロン等で高齢者の方が、もちろん憩いの前に介護防止というか、健康増進ということで、よりよく明るい生活を高齢者の方が送っていただけるように汗をかきたいと思っておりますので、今回このような決断をさせていただいた次第でございます。以上です。

(加藤)本当にこういった、本当に必要があってできたものというふうに思っていますし、今回私高齢者福祉センターについての一般質問も出していますので、これはもうひまわり荘とはまた、もう今廃止の議案ですから、一回質問しましたけれども、また改めて一般質問のほうでこの高齢者福祉センターの在り方について質問したいと思っていますので、この辺でとどめておきたいと思います。

(諏訪)では、14号の質問をさせていただきます。

老朽化に伴いということでございますけれども、当然施設は年数たてばどんな施設も老朽化します。それに対して、やはり公共施設ですので、対応していくのは当然のことだと私は思っているのですけれども、老朽化に伴い、今後どのような費用がかかると考えられるかをまず伺います。(介護保険課長)まず、今回議題に上がっておりますひまわり荘につきましては、平成5年に施設が改築、開設となっております。こちらにつきましても、入浴施設の設備等も設立当初から交換しておりませんので、耐用年数も経過しておりますので、老朽化による故障が懸念されております。こちらにかかる費用といたしまして、ボイラー設備の老朽化等で約2,200万程度、同じく膨張タンク等の老朽化等で700万弱の予算が一応、予算というか、経費がかかる見込みとして計上しております。以上です。

(諏訪)合わせて2,900万、約3,000万弱が当面かかるのではないかということなのですけれども、この3,000万円をかけて修繕といいますか、改

築したときにどのぐらいもつのかはどうなのでしょうか。

(介護保険課長) どのくらいもつかというと、そちらのほう検証しておりませんけれども、新築設備等で、あくまでも今約3,000万弱程度がかかると申しておりますけれども、例えば設計その他もろもろがあるともう少し費用はかかると思いますので、どのぐらいの費用がかかるかというと、耐用年数程度はもつかとは思うのですが、それが果たして今回の他の施設が老朽化している中でこの入浴施設を改善することが適切かどうかはまた議論になるかと思います。

以上でございます。

(諏訪) ただいまの施設が平成5年にできて、もう既にそうすると30年 ぐらいになるのですよね。その間、ところどころの修繕費はかかったか もしれませんけれども、今回この3,000万円というのはどういった設備に なるのか分かりませんけれども、これによってどのぐらいもつかぐらい はやはりある程度計算の上かと思うのですけれども、先ほど耐用年数と おっしゃいましたけれども、10年とか、20年とか、そういった数字は考 えてはいらっしゃらないのでしょうか。

(介護保険課長) 今もあるボイラーを老朽化ということで交換するということでございますので、新品になるということでございませんので、あくまでも今あるものを部品を交換するということですので、当初の新築よりは耐用年数は考えてはございません。

(諏訪)ちょっと角度を変えてしまいますけれども、今新ごみ処理施設の検討が始まっております。それで、前回の新ごみ処理施設の中では温浴施設という附帯設備が検討されていまして、それが建設が12億とかって見た記憶があるのですけれども、そういったことを含めると、今この施設があることで温浴施設が必要なくなるかなとかって私は一瞬思ったのですけれども、そういった意味でも費用対効果、介護保険課さんのほうでは、他の分野ですけれども、そういったところはお考えにはならなかったのでしょうか。

(介護保険課長)新ごみ処理施設建設の過程で議論されることなのでお答えしかねますが、費用対効果というか、やはり利用人数が少ないです

ので、その何千万という経費をかけて改修することが望ましいかどうか ということは、適切というか、なかなか難しいのではないかというよう な判断をしております。

以上でございます。

(諏訪)このひまわり荘の入浴施設に関しては、目的はやはりある程度 高齢者の介護予防というのですか、そういったものも含まれているかと 思われるのですけれども、目に見えない効果というものはないかもしれ ませんけれども、有形、無形でやはり介護の予防になっている、近隣の 方々が楽しくそこで過ごすということがやっぱり予防になっているので はないかと、そういう側面からは判断はいかが考えていらっしゃるので しょうか。

(介護保険課長) ひまわり荘については入浴施設のみの設備でございますので、今回廃館ということにさせていただきたいと思いますが、同じく残します白雲荘、コスモスの家につきましては、委員おっしゃるとおり、地域の皆様が集まっていただいて、介護予防等に特化する施設として活用していただきたいと感じております。

以上でございます。

(諏訪)議会運営委員会から資料請求させていただいた利用者数の推移を見ますと、ほぼ利用者数イコール入浴者数ということになっているなと思うのと、あとはやはり倍加していますよね。令和2年度から令和4年度、3,379人が6,091人、これ1月末までですので、およそ2倍になっているこの理由はどのようにお考えですか。

(介護保険課長)こちら議案で提供しました資料につきましては、入浴者数、延べ数を計上させていただいておりまして、1日当たりの入浴者数、利用者数としますと、令和2年度は1日25名、令和3年度は1日22名、令和4年度は1日23名ということで、開館日数、入浴を行った日数で割り返しますと1日当たりの人数につきましてはほぼ横ばいというふうに判断しております。

以上でございます。

(諏訪) ほぼ毎日のように二十数名の方がお使いになっていらっしゃる

ということですよね。これを多いか少ないかというところではどのように判断されていますか。

(介護保険課長)やはりこれだけの、お風呂の規模もかなり大きいものでございますし、今現状コロナ対策でございますので、受付制で、何部制でやっておりますので、場合によっては1つの時間帯で1人というふうな、ちょっとそういうふうな入浴者数もございますので、多いか少ないかといえば、公共施設の設備の割には少ないというふうに判断しております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪)やはり川里地域の施設というところで、なくしてしまうということが川里の方々から見ると入浴施設もなくなってしまうのかという、そういった喪失感というのですか、合併しなければよかったねというような、後戻りするような気持ちにさせられているというところで、今回の廃止に関しては反対をいたします。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議案第14号は否決されました。

次に、議案第15号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求め ます。

(教育部副部長兼学務課長)それでは、議案第15号、鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正についてご説明をいたします。

現在、本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、市内小中学校 4 校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを設置し、先行実施をしております。そして、今後、学校運営協議会を市内小中学校へ段階的に設置し、全校設置へと拡充していくに当たりまして、委員に係る報酬を日額報酬から年額報酬へと改めるものとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいま執行部のほうから説明がございました。

これより質問に入りたいのですが、ちょうど時間が中途半端なため、一回休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

 \Diamond

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はないですか。議案第15号です。鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、お昼休み前に学務課長のほうから説明が終わっております。これに対して質疑はありませんか。

(潮田) それでは、1点、厳密に言うと2点かな。すみません。 まず、運営協議会の委員の人数をお伺いしたいと思います。

(教育部副部長兼学務課長)運営協議会の人数につきましては、規則上では10人以内としております。現在モデル校で4校やっておりますけれども、各学校10名程度の委員の人数となっております。

(潮田)これは、すみません、現時点で市内全域で10名以内ということ

になるのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長)各学校ごとに10名以内となっている状況です。

(潮田) すみません。私がお聞きしたかったのは、市内全部で何人いらっしゃるかということをお聞きしたかったのですけれども。

(教育部副部長兼学務課長)申し訳ございませんでした。今4校でやっておりまして、市内全体で39名委員がおります。

(潮田)このたびの条例でいっている、そのほか規則で定める委員とい うのはどのようなものがあるのかを伺いたいのですが。

(教育部副部長兼学務課長)鴻巣市学校事故調査委員会、また鴻巣市い じめ問題調査委員会等がございます。

(潮田) そうすると、今回の条例改正で影響を受けるのは、先ほど答弁 のありました39名のほかにもいるということ。全部でこの条例改正で影響があるのは何人になるということなのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長)27名となります。

(潮田) そうしますと、39名プラス27名ということでしょうか。ちょっとすみません。

(教育部副部長兼学務課長)39名のうち27名というふうになります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第15号鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野)最初に、19ページの教育環境整備費寄附金に昨年11月、1,000万円が寄附されたということですが、これらは大変な金額を寄附していただけて大変ありがたいことですが、どういうことに使ってほしいとか、そういうこともなく寄附がされたのでしょうか。その寄附の内容についてどのような論議があったのかお聞きをします。1,000万円って大変な額ですよね。

(教育部副部長兼教育総務課長)この寄附金ですけれども、こちらの寄附金につきましては、小中学校における I C T 教育の推進ですとか、今後新設を考えております義務教育学校ですとか、施設の老朽化対策等、子どもたちの将来に向けた教育環境を整備するために使用する目的となっております。そういったことをご説明申し上げましたところ、ご寄附いただいたというところでございます。

以上です。

(菅野)では、19ページの一番下の雑収入の中で、令和4年12月から1月までの発掘調査とありますけれども、どこの部分を発掘して、どのような結果が出たのかお聞きをします。

(生涯学習課長)発掘調査についてお答えいたします。

こちらについては、中井遺跡という遺跡なのですけれども、吹上秋桜高校の手前ぐらいの場所になるのですけれども、こちらにて1件、建物の建設に伴いまして、そこが文化財の包蔵地でございましたので、そこをまず試掘をさせていただいたところ遺跡が確認できましたので、そこを

本発掘調査という形でやらさせていただきました。発掘内容につきましては、まだこれから報告書ができるので、はっきりしたことはお伝えできないのですけれども、古墳から奈良時代の住居跡4件、あとその当時の食物等のお供物を盛るような土器の破片、また臼玉と呼ばれる政にちょっと使用された首飾りの一部などが出ております。また、鎌倉時代、江戸時代のところで井戸の跡、あと板碑片といいまして墓石のかけら、そういったものが発掘されたものになっております。

以上でございます。

(菅野) これはどこかに展示されて、市民が見られるようになるのでしょうか。

(生涯学習課長) こちらにつきましては、来年度に報告書を正式に作りまして、その後、展示方法等につきましては検討していきたいなと思っているのですが、今文化センターに文化財を所蔵しているところがあるのですけれども、そちらに展示したいと考えております。

以上でございます。

(菅野) 23ページのふるさと納税促進事業というのは、これに入っていますか。

(委員長) 菅野博子委員、これ所管が違うので、お願いします。

(菅野) 違いますね。分かりました。

31ページ、要介護高齢者等支援事業に、9月開始ということで、ここに減額補正がされておりますけれども、この減額補正をする1,358万6,000円って大変大きな減額だと思うのですが、この事業は、そうすると人口が減ったからということでしょうか。それとも、内容が厳しいところをもう少し条件を緩和したとかということで高齢者の支援をしていると、どういう事業に出しているのかということをお聞きします。

(介護保険課長)お答えいたします。

こちらの事業、今年度から始めました高齢者あんしんみまもりサービス、 具体的には75歳以上のお独り暮らしの方に緊急通報システム等をはじめ 各種サービスの機器を設置する事業となっております。当初は、こちら は今年度初めてやる事業ですので、12か月分の予算を計上させていただ いておったのですが、開始が9月からの敬老月間に合わせて9月からの開始ということで、7か月間の実施期間ということになっております。当初につきましては、お独り暮らしの方でかなりの方に設置していただきたいということもあったのですが、周知等を図っておりまして、今回この実績に基づいて減額補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(菅野) その下の放課後児童クラブ管理運営事業で17万出ていますけれども、子どもたちがコロナウイルスにかかっている部分とか、そういうのは措置できているのでしょうか。子どもたちの状況についてお聞きをします。

(こども応援課長)新型コロナウイルス感染拡大防止ということで、こ ちらのほうは登園自粛という措置を行いました。これによりまして、そ の後は感染拡大を防げたという状況になっております。

以上です。

(菅野)次の33ページですが、児童手当が4月から12月分ということで、 扶助費ですね、4月から12月、余剰分として2,000万円。1月から3月も 合わせて余剰分を返したということですけれども、余剰分が出るという ことはどういうことなのでしょう。余剰が出る分なら、扶養手当という 部分を増額するとか、そういうふうにはならないのでしょうか。2,000万 ですよね、余剰分を入れたということは。1月か3月、4月から12月、 令和5年の1月から3月で2,000万が余剰分だったというのです。その内 容ですね。

(こども未来部参事兼子育て支援課長)児童扶養手当の関係でよろしいでしょうか。

(菅野) はい。

(こども未来部参事兼子育て支援課長)今回余剰分が発生した理由としましては、当初は対象児童者総数を1万1,699人と想定しましたが、実際には1万904人となる見込みとなっており、人数が想定より少なかったと見込んでおります。

以上です。

(菅野) 当初の数字より少ないということは、大本で計算するときに、 子どもが本来減っているのに、元の数字が大きいということであったと いうことなのでしょうか。それほど子どもが今鴻巣の場合減っていって いるということを示している数字なのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今委員がおっしゃったとおり、 鴻巣市としても少し減少傾向にはあるとは思いますが、またこの人数が 減ったというのとは別に、児童扶養手当というのは所得によって支給額 が変わるのです。今回大きな要因としましては、支給額が一部停止また は全部停止となる方が入れ替わったというか、全部支給の方が減少して いる状況になっております。

以上です。

(菅野)その下の病児・病後児保育事業で、送迎の利用が少ないから352万減額補正。252万ですか、委託料を含めて。コロナウイルスを抜かすと。病児・病後児保育運営委託料というのが、当初大体の人数というのは分からないのでしょうか。後になってみないと分からないのでしょうか。(保育課長)病児・病後児保育の関係の送迎病児の関係なのですけれども、最初補助の基準額の加算分をそのまま補助金として歳出としてのせておりますので、そこから実際に何人使ったかによって精算していくものということで、今回減額補正しているものです。以上です。

(菅野) 33ページの下ですけれども、保育所の管理運営事業で、備品を購入したけれども、入札のやり方の中で減額になったというのですが、元は幾らのものを買って……でも、分からないか。元は幾らのものを買って、225万6,000円減額補正になったということは、安くなったということでしょうか。それとも、必要なものを買わないで済むようになったということなのでしょうか。

(保育課長)当初積算をした額から実際に入札をして減額になったということで、その部分の減額補正ということで、当初予算的には322万4,000円からエアコンの契約額が96万8,000円ということで、マイナス

225万6,000円の減額をしたことになります。

以上です。

(菅野) 35ページですが、川里ひまわり保育園の管理運営事業の中で、園庭の遊具を197万8,000円減額しているのですけれども、この200万近くの減額というのは、いわゆる遊具の形というか、遊具の中のこれはできる、これはできないというのが変わったということなのでしょうか。

(保育課長) 197万8,000円の減額の理由としましては、入札の執行残によるものです。

以上です。

(菅野)健康づくりの中の地域医療体制整備基金積立金というのは、この範囲ですよね。では、地域医療体制整備基金積立金で210万が減っているのですけれども、ふるさと納税と関連してこのお金が出ているということなので、その内容をお聞きします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)当初は、ふるさと納税寄附金を870万円というふうに見込んでおりました。ところが、実際見込額を下回りまして、最終的に660万円となり、その差額210万円を減額補正するという形になっております。

以上です。

(菅野) ふるさと納税というのは、去年くれた人も今年はくれるのではないかなと思って、こういうものを出しますよというのを鴻巣から出すということはないですか。去年くれた人にこういうことを、例えば私なんか北海道ですから、トウモロコシあげますよって、幾らに何本とかって書いて、先にふるさと納税送ってくださいというのが来るのです。そういうことはやっていないのですか、鴻巣の場合。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) ふるさと納税寄附金につきましては、所管が健康づくり課ではございませんので、申し訳ございません、 お答えできない状況でございます。失礼いたします。

(菅野) 37ページの、子育て支援課はここで大丈夫ですよね。保健センター費の中の母子健診事業で、想定より少なかったというので700万減になっていますけれども、減になった部分が妊産婦健康診査委託料という

ことは、妊娠している方がどんどん少なくなっていっているということなのでしょうか。その実態をお聞きしたいのですが。分からないか。分からなければ分からないでいいです。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、母子手帳交付の推移を申し上げます。平成29年が777、平成30年が679、令和元年が712、令和2年が675、令和3年が672という推移になっております。 以上です。

(菅野)最後です。

母子手帳がだんだん減っていくということは、生まれる子どもが減っていくということにつながりますよね。ただ、知らないで申請しないという人はいないですか。ここら辺はどうなのかお聞きをします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長)通常、妊娠がご本人様が分かりますと、妊娠検査薬等で自分で理解し、また病院のほうに行くかと思います。そうしますと、必ず母子手帳を取りに行ってくださいという指示がございますので、通常であれば皆さん取りに来られます。

以上です。

(加藤)では、議案第22号に対しまして何点か質問させていただきます。まず、33ページなのですけれども、前任者もこのページで質問がありましたが、子育て支援課のところで当初予算とかなりの減額予算というふうなことになっているのですけれども、やはりそんなに当初と実際との違いというものが出てくるのでしょうか。児童手当とか児童扶養手当、あとのすっ子応援給付金といった3項目、同じようにかなり、三千何万、2,000万、1,700万という、そういう数字の減額になっているわけですけれども、当初予算とそんなにも違いがある。やはり想定的にはそうなってしまったわけですけれども、そのような当初予算の組み方になっているのかが1点です。まずそこでお聞きしたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今、児童手当、児童扶養手当、 あとのすっ子応援給付金の関係で、想定よりも人数が少ないというご説 明をさせていただきました。その中でも手当の関係につきましては、当 然前年度からの決算額等の推移を計算した上で最小限度にとどめて算出 しているものです。 1 人に対する給付金額が大きいものですから、どう しても金額的に大きくなってしまうのかなというところです。

もう一つ、のすっ子応援給付金につきましては、市単独事業で令和4年度に補正を組まさせていただいたものとなっております。お子様1人当たり2万円の給付金ということで、そのときにお子様を算出する中では、対象者ゼロ歳から18歳ということで、住基上の人数等で算出させていただきました。やはりその中でも少なく見積もること、あとは出産の方も見越して計上しましたので、その辺で誤差が発生したと思われます。以上です。

(加藤) 想定での予算計上を当初予算としてするわけですから、その辺の誤差というか、そういうものは出てくる。そしてまた、1人当たりの金額がそれなりなので、このように残が出てしまったという理解でよろしいわけですね、では。

では、その同じページの一番下の先ほどの鎌塚保育所の関係なのですけれども、先ほど225万が減額というふうなことの補正になっておりまして、最初の当初予算では三百数万円の予定を立てていたというふうなことで、結局実際100万円以下での工事ができたということになるわけですよね。この鎌塚保育所のエアコンというのは、どういうエアコンの内容なのですか。例えば鎌塚保育所全体を一括してエアコンが使えるというふうになるのか、部屋ごとなのか。300万円予定して、100万円以下でできたというのがあまりにも差額があるので、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

(保育課長)今回のエアコンの入替えにつきましては、ゼロ歳児室と1歳児室及び遊戯室の3室のエアコンについて、入替えに伴う入札を執行した結果、96万8,000円という落札になったということになります。 以上です。

(加藤) 3 室をやって、結局100万以下でできてしまったということで、本当に家庭用のエアコン的な、そういうもので賄えることができたということの結果になるのでしょうか。普通そんなに、家庭用ですと1か所20万とか30万なんて逆にしませんけれども、そんなにこの見積りという

か、おおよその予算と違いがあったというふうなことは、やっぱりちょっと何かあまりにも違いがあり過ぎるのかなと思うのですが、ある程度そういう業者というか、そういうのでどのぐらいでできるかということでの見積りを当初予算として出したと思うのですけれども、その辺、あまりの違いに関して執行部としてはどのように受け止めているのかお聞きしたいと思います。

(保育課長)業務用のエアコンになるのですけれども、カタログ等を見て、定価はかなり高い状況です。そこからエアコンがどれだけの金額で仕入れられるかちょっと私のほうでは分からないのですけれども、市内業者で競った結果、かなり安く落としたというか、落札したということが事実になっておりますので、ごめんなさい、ちょっとそこまでしか言えないですけれども、そういう形でかなり安くなって、今回補正減したものになります。

以上です。

(加藤) 35ページの新型コロナウイルスの関係で、感染された方に食料とかといったものの提供がなくなったがためにというふうなことなののおけれども、これはもちろんコロナ関係で国からの補助金とか、かと思うのですが、今までそういう食料とかいろんなものでサービスというのからのが、今までそういう食料も何もしませんよとなったときかののお示でそういうものは一切、食料も何もしませんよとなったときでですが、やはり家族全員で感染したりとか何かされた方というのは本当に大変ですなと思うのです。3日とか何かして外の買物ぐらいは行ってすが、ですたとか、いろんなそういう話も聞くのですが、ですまとかっても本当にその辺自由に動けるわけではないし、やなたとあっても本当にその辺自由に動けるわけではないし、やですな思いですが、例えばこれ市単独でそういう、では食料品の提供とか何かっていう対応っていうのは、やることというのはできないのですかということ、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 市独自での配食サービスというよ

うなご質問だったかと思うのですけれども、当初はやはり外出等の制限等もありましたので、ご本人が感染されたり、ご家族が濃厚接触者になると本当にもう家の中にずっといるような状況だったと思うのですけれども、先ほど委員がおっしゃったように家族全員が感染してしまうともちろん大変だというふうにはもう理解はしております。そういった中で制度の見直しということで、療養期間、自粛期間が10日から7日に短縮され、さらに症状が落ち着けば、完全な感染防止対策を取って、短い期間であれば買物等もよろしいですよというような変更がありましたので、何とか、そういったご家庭からの問合せも何件か実際ございました。その辺は丁寧に説明をさせていただいて、ご理解をしていただいたような状況なのですけれども、その段階で市独自の配食サービスを実施するということは現在のところは考えておりません。

以上です。

(加藤) 考えていないということなのですけれども、そういうことを検 討したという経過も一切ないのでしょうか。やはりいろいろ今はコロナ に関して緩和されるような内容になっていますけれども、それで本当に 感染が収まるのかなって非常に心配するところなのです。これからまた どんなふうな状況が起きてくるかなんていうのは誰もが想定できないと 思うのですが、今後そういうふうになった場合には、また国がどうとか いろいろ考えてくることもあるかと思うのですが、でもいまだにやはり 感染している方も鴻巣市内の市民でもいらっしゃると思うのですが、そ の辺、直接市と云々でなくて、保健所なり県のほうに電話をしたりとか、 感染した方は、市とのやり取りではなくて、そういうふうにはなってい ると思うのですが、今後、そういういろんなことでコロナ対策をしてい ただいているわけですが、やっぱりかからないのが一番ですけれども、 かかってしまった場合の対応というのが、本当に小さいお子さんとかい らした中で、もしママもパパもかかってしまったとか何かといったら本 当に大変な思いをされている、またこれからもそういうことになる可能 性はあるわけですけれども、そういう市独自での、改めてまた国でそう いうことをやっていくなんていうことは考えられないかと思いますの

で、市独自でのそういう対応策というものは何か考えていこうというふ うなことがあるのか、ないのか。今現在はないとしても、今後について どんなふうに考えていくかをお聞かせください。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)現在は感染状況が落ち着いてきている状況だと思うのですけれども、やはりまた新たな感染症がいつ発生するか分からないというようなおそれもありますので、食料支援も含めて衛生用品等の備蓄等、事前に、1週間ぐらいは何とか家族が生活できるような備蓄をしていただきたいという旨の周知のほうを行っていきたいというふうに考えておりますし、今後の感染状況によってはまたそういった支援等も国や県等から方向性も示されるかと思いますので、そういったところも含めて検討していくようになるのではないかと考えております。

以上です。

(加藤) では、次に行きます。

47ページなのですが、小学校の赤見台の校舎のトイレ改修なのですが、これ8,665万ですか、が補正されるというふうに上程されているわけなのですけれども、このトイレ改修を今この時期にこの金額で補正をするというのは、まずはどういったことから今ここでのこれなりの補正額が上程されているのか。

そして、またそのトイレも今までずっと計画的にいろいろ、学校の全てを改修するのでなくて、順番に割合で洋式トイレに改修しているということがありますけれども、今回の補正で上げられている中で赤見台小学校の改修内容はどういったところまでやるのかお聞きしたいと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長) それでは、お答えをいたします。

トイレの改修工事ですけれども、こちら補助金を活用しましてトイレを 改修したいというのがまずございます。その補助金のほうなのですけれ ども、令和4年の12月1日に補助金の申請を行いまして、その内定が1 月27日に出ております。2月16日に交付決定がされたことから、今回補 正予算ということで工事のほうを考えるということでございまして、補 助金を活用してのタイミングでどうしてもこの時期になってしまうということと、あと工事のほうは夏休みを中心に行いたいと考えております。そういったことから、当初予算よりも今回補正予算で、少しだけですけれども、少しでも早く工事の準備に着手ができるということでございまして、そういったことからこういった時期での補正予算となっております。

それと、トイレの改修する場所なのですけれども、やはり全てのトイレを例えば一遍に洋式化ということですと、仮設トイレを利用して、子どもたちが仮設トイレに行くまでの時間とかロスがあるということもございまして、建物の例えば1階から3階まで縦つながりになっている部分について1か所ずつという形でトイレの改修工事をしているところでございます。赤見台第一小学校につきましても、この校舎ですとやはり何か所かトイレがあるのですけれども、その中の1か所を行うというふうな形で考えております。

改修内容につきましては、配管を全て入れ替えたりですとか、あと床が ウエット式ということで、水で流すような形のものをドライ式に替えた りですとか、内装を全て替えるというようなこと、あと自動水栓に切り 替えたりですとか、そういった工事内容を予定しているところでござい ます。

説明は以上でございます。

(加藤)補助金の決定の時期が時期なので、この時期の補正というふうなことは分かりました。

今の答弁の中で、数か所あるところの、上から下までの、水関係ですから、やっぱりそういうのはあるかと思うのですが、では例えば赤見台ー小のトイレ改修というのは、これが初めてなのでしたっけ。夏休み中ということで、今40日はないですけれども、かなり長い期間休みがあって、今ほとんど登校日とか何かないですよね。なので、その約40日の間に改修するというふうなことですけれども、子どもたち仮設トイレとか何かの関係もあるのでというふうなお話もあったかと思うのですが、何えば一斉に全部改修するとしたら、補助金関係はあるかと思うのですが、市

費で、やっぱりここのところはトイレがきれいで、こっちの学年とか何かが使っているトイレはいまだに和式だったり、古かったり、使い勝手が悪いみたいな、そういう同じ学校で子どもたちがそこで過ごす中でそういうことというのはあまりいいことではないのではないかなというふうに思うのです。なので、では全部夏休み期間にもし仮定としてやれるとしたときには、費用と日程との関係でどのぐらいどういうふうなことか、いきなり聞いて概算の費用は分からないかなとは思うのですが、しお分かりになるようでしたら教えていただきたいと思うのですが。

(教育部副部長兼教育総務課長)ー遍の工事というのは今のところ、学校とかの調整の中でもやはり支障があるということで、やったたことは赤見台第一小学校の場合にはおおよそ8,600万というような工事内容にはおおよそ8,600万というような工事内容にはおおよそ8,600万というような工事内容となっておりまして、面積ですとか、あと階層が3階とか4階によっても変わってくるということもございます。いましましても、トイレの改修工事に当たっては、設備の老朽化の状態ですとか、悪臭等の学校からの要望の有無、そういったものをお聞けてないら、いろいろなところを担当と確認をしながら、優先順位をつけいるということはちょっとなかなか難しくて、やっているというような状況でございます。には入札に応札する業者がいなかったというような状況でございます。以上です。

(加藤) 最後の質問です。

49ページの中学校施設改修事業の中で工事請負費なのですけれども、鴻巣中学校屋上防水改修、北中の屋上防水改修工事、かなりこれ減額補正になるわけなのですけれども、これもやはり最初の見積額とはかなり、執行残というふうなことで出ている。入札の中でのことでということなのですけれども、本当に見積りの違いでこういった残になったというふうなことの理解になるのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)ご説明を申し上げます。

例えば鴻巣中学校でございますけれども、こちらは設計額のほうは1億1,371万8,000円で、請負額が9,924万2,000円ということで、入札で約1,000万円ぐらい落ちております。そのほかに、設計のほうが令和4年の1月の単価で設計をしております。こちらの単価入替えを令和4年の4月に行ったのですけれども、その単価入替えのときに物価上昇がおおよそ10%ほど上がるのではないかと予想いたしまして1.1を掛けたのですが、こちらが思ったよりも上がっておりませんで、上がったのは約200万円程度上がったと。当初は1,000万円程度上がると思っていたのですが、そちらが200万円程度となったところから、おおむね2,000万円程度金額のほうが安価になっているというところです。同じく鴻巣北中学校につきましても、同じ物価上昇と、あと入札による価格の減という形になっております。

以上です。

(委員長)では、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時11分)

 \Diamond

(開議 午後2時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

(潮田) それでは、19ページの教育環境整備寄附金のことで、まずお聞きしたいと思います。

この1,000万円というのは市民の方からという答弁がありましたけれども、これは個人でしょうか、法人でしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) お答えいたします。

個人の方からございました。

以上です。

(潮田) その個人の方からは、先ほども少し答弁ありましたけれども、 特にこういったものに使いたいというのをご本人のほうからお話があっ たのでしょうか。または、こちらから提示をしたという。 先ほどの答弁 ではこちらから提示したように聞こえたのですけれども、どのような意 向があっての寄附だったか伺いたいと思います。

(教育部長)この方は、ちょっと伺って話ししたのですけれども、お孫さんがいまして、お孫さんが小学生でした。最近ではパソコンを使って学習をしているという話を聞いたりしているということで、それはいいことですねということで、そういうICTに活用していただきたいということと、あとは今学校が老朽化しているという話もしたところ、そういうところも含めて活用していただければうれしいということでお話を伺ったところです。

以上です。

(潮田) 今の答弁からすると、そのような意向に沿ってというと、具体的に今想定しているものについて、どういったものでということを想定されているか伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長)前回の議会でも何回か答弁しておりますけれども、今後、例えば子どもたちのパソコンとかの老朽化とかが見込まれております。そういったところですとか、あと今後は、かなり市内の建物、屋上防水とかが傷んでいるものがございまして、そういったところにも充てていきたいというふうに担当課としては考えております。

以上です。

(潮田) そういった場合に何か基金化するというか、名前をつけてやる場合とかというのもほかの市町村であるかなというふうに思うのですけれども、例えばそれが図書館、本の整備であったりとか、そういったような形ではなくて、幅広く、薄く広げるということになるのでしょうか。(教育部副部長兼教育総務課長)もともとこの基金が鴻巣市教育環境整備基金条例の下に積み立てられているものでございます。その設置の目的としまして、小中学校施設その他教育環境整備事業の財源に充てるためにこの基金を設置するという目的となっております。 以上です。

(潮田)分かりました。できれば、本当にその方の意向をすごく大事に

してあげたいかなというふうに思います。どこかの老朽化を直すために、ちょこちょこっと、お金が足りないから、そこから使おうとかというのではなくて、やはり目的がしっかりと分かるような、目的とか思いとかがしっかり残るような形の使い方であることを願っての今の質問でございました。

続きまして、33ページのほうに参ります。33ページ、病児・病後児保育事業のほうでございます。これにつきましては、コロナでお母さんたちも大変な思いをした時期がもうずっと長く続いたわけですけれども、コロナ対応の場合にはどうであったのか伺います。

(保育課長) お答えします。

病児・病後児保育室につきましては、コロナの陽性者とか患者さんについては受入れのほうはしておりません。

以上です。

(潮田) 今後コロナが 5 類になるという、扱いになるということでありますけれども、今までインフルエンザの場合であるとどうであったのか伺います。

(保育課長) お答えします。

インフルエンザの場合には受入れのほうが可能です。

以上です。

(潮田) そうなりますと、コロナが 5 類扱いになるというふうになれば、 インフルエンザと同等の扱いになるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

(保育課長)予想なのですけれども、多分この後と同じ5類ということになればそのようになってくるかと思うのですけれども、まだ国、県等のまた通知等があるかもしれないので、ちょっとそちらを見ながら検討していきたいと思います。

以上です。

(潮田) 分かりました。

それでは、35ページのほうに参ります。35ページの新型コロナウイルスワクチンの接種事業のほうで、これもう今年度については集団接種は行

わなかったということでありますけれども、医師の謝礼とか看護師謝礼が大変減額になっておりますが、実際これ医師や看護師さんのほうとの話合い、お金のことだけではないですけれども、一度はお願いをした方向だったのかなと思うのですけれども、そこら辺の話合いというのは十分に行われたのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 令和4年度の集 団接種につきましては、まず接種体制の中で接種可能な対象者数を見込 み、医療機関に週何回打っていただけるかということを医師会とまずご 相談をしていったのですけれども、その中で個別医療機関にアンケート を行って、診療やインフルエンザ予防接種と両立可能な接種回数という のを伺って、その接種体制というのをまず構築をしてまいりました。ま た、もともと集団接種というのは、令和3年度に一斉に初回接種が始ま った時点で、医師会からの強い申入れもございまして、やはり個別接種 を補完する形で集団接種をやっていただきたいと。場所とか、接種回数 とか、いろいろな意味で補完をするような形でということでご提案もあ りまして、私どもも検討したのですが、実際医療機関の市内の医師会の 先 生 と 看 護 師 さ ん に 集 団 接 種 を 手 伝 っ て い た だ い た と 。 も う 本 当 に 医 師 会なくてはできなかった事業だと考えております。そういった中で、半 年間、令和3年度に続けたのですが、医療機関もインフルエンザの予防 接種と、あと通常の業務の中でかなり疲弊をされて、もうちょっと限界 だということで、集団接種のほうが次回以降ちょっと厳しいというふう なご意見を既にいただいておりまして、その中、高齢者の接種を促進す るような流れの中で、かなり個別接種で医療機関様が回数を最大限まで やっていただけて、やる中でこのくらいならできるというのを医療機関 様 の ほ う で も か な り 柔 軟 に 増 や し て い た だ い た 結 果 、 個 別 接 種 で あ る 程 度回数が予想として賄えるという判断をしていったのが3回目接種の、 ですので令和4年の1月ぐらいの話だったように覚えております。です ので、集団接種というのは当然予算化もしましたし、やはり令和4年度 の接種体制が分からない中で予算化はさせていただいて、ご相談させて いただいたところなのですが、結果的にそのような形で個別接種の回数 である程度賄えると、土日も対応ができるというふうなことで、結果的に実施をしないというふうな、現在そのような形になっております。 以上です。

(潮田) そういたしますと、医療機関のほうはむしろこれを望んでいた ということでよろしいということでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事)当初、集団接種を令和3年度のときに本当に接種自体がスタートする時点で、集団接種は必ず併用してやっていきたいというふうなご要望が当時はあったのですが、ただ実際やっていく中で、個別接種の回数をかなり稼ぐと言うと言葉あれですけれども、多く増やしていただいて、集団接種に頼らなくてもある程度個別接種の回数で賄えるというふうに、接種体制を整備する中で何度も医師会様とご相談の中で、集団接種はしなくても個別接種でいいというふうなことはもう再三、ご相談を何度もさせていただく中で、令和4年度は個別を中心とした接種体制というふうな形になっていったと考えております。

以上です。

(潮田) すみません、これ私が聞きそびれたのかもしれないのですけれども、ここで返還金が 1 億1,000万ほどありますけれども、これはどこに対する返還金ということでよろしいのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事)返還金につきましては、令和2年度、令和3年度の接種体制確保事業費国庫補助金と、令和3年度の接種対策費国庫負担金を合わせた額が1億1,000万となっております。

内訳としましては、多額の返還金となりますが、前例のない事業の中で 先行きが不透明な中で予算編成を行いまして、度重なる制度変更で業務 量が変化してきた中で、上限額満額で概算払いで交付を受けた結果、執 行残が積み重なったものと考えております。

内訳としましては、令和2年度当初、接種開始が行われると思ったのですが、ずれ込みまして、コールセンターの委託料が、ほぼこれが全額といいますか、令和3年度に繰り越されております。そして、令和3年度

分は集団接種が予算よりも安く済みました。それから、接種会場も総合体育館から保健センターになりましたことから、そういった事情で集団接種の会場設営委託料が安く済んだこと、それからフリーダイヤルの通話料が、ちょっとフリーダイヤルの契約をしたことがなかったので、少し多めに見積もっていたこと、それから国保連の手数料、市外で打つ鴻巣市民の方が想定よりも少なかったなどの理由で執行残がございましたので、これを返還をするものとなります。

以上です。

(潮田) そういたしますと、今現在はコールセンターとか、そういったものというのは存続されているのでしょうか。今かなりコロナの予約とかが、予約というか、もうお医者さんとも何度も何度もやっておりますので、個別にやりたい、個別に申込みとかという感覚があるかなというふうに思うのですけれども、現状の予約、4回目、5回目とかというのはどういった形になっていますでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) コールセンター につきましては、現在も継続して実施しておりまして、現在10回線でコ ールセンターを運営をしております。

現在の接種体制でよろしかったでしょうか。すみません、ご質問。申し訳ございません。今先生のおっしゃったとおり、昨年末から今年の1月中旬にかけまして、おおむねオミクロンの接種希望者の接種を一旦ある程度役割としては終えてございますが、まだ3か月間隔でオミクロンをまだ打っていない方というのに順次接種券をお送りして、ご予約を取っていただいている状況でございます。1月下旬から接種体制につきましては3分の1程度に縮小して、一旦、現状は3月末までということですので、3月末まで実施を予定してございます。それから、12歳以上の初回接種、5歳から11歳の小児接種、それから生後6か月から4歳の乳幼児接種につきましても、接種希望者はかなり少ない中ではございますが、始まったのが遅かったので、接種機会を確保するというところで一部の医療機関で継続して実施をしている状況です。

以上です。

(潮田) それでは、47ページのほうに行きたいと思います。

47ページの小学校施設改修事業、これは次の中学校のほうもそうですけれども、今回のこの補正で組んだトイレの洋式化で全体の鴻巣市での洋式化は何%になるのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) それでは、お答えいたします。

まず、令和4年度末では62.8%となる予定でございます。それと、令和5年度の予定の工事も終わりますと、令和5年度末で65.1%となる予定でございます。

以上です。

(潮田) そういたしますと、ではまだ3分の1ぐらいが残るということになるかと思います。これは順次ずっと続けていくものだと思うのですけれども、鴻巣市としては全体に何%まで目指す予定になっているのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)取り急ぎ目指したところが埼玉県の平均でございまして、埼玉県の平均が令和4年9月1日時点で64.5%という形でございます。1年遅れではございますが、来年度末にはその基準までは満たす予定でございます。

今後につきましては、やはり学校施設、老朽化が激しいということもございますので、トイレ改修、屋上防水の改修、または外壁の改修とか、そういったところをよく見ながら優先順位をつけて、また包括の管理システム、JMという会社が入っておりますので、そういった専門家の意見も伺いながら、優先順位をつけてその改修等は進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

(潮田)分かりました。

すみません、これ同じところのページの1つ前のところ、みどりの校庭 推進事業のほうも確認をしたいと思っておりました。これは、この補正 で減額になっているのは、トラックの中だけにしたということでありま したけれども、これで今、令和4年度が終わる時点で鴻巣市の全部の芝 生化というのが何校になるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。 (教育部副部長兼教育総務課長)今後予定しております鴻巣東小学校も 含めまして13校となる予定です。

以上です。

(潮田) 今答弁のありました13校というのは、一番最初にやった笠原小学校が入っていての数字になるのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)委員お見込みのとおりでございます。 以上です。

(潮田) そうすると、あと残りが6校になるのかなというふうに思いますけれども、先日も赤見台第一小学校かな、の地域で水やりをしてくださっている、管理をしてくださっている方とお話をいたしました。実際これ今は全ての、今この13校、笠原小学校を抜けば12校になるかと思いますけれども、地域の皆さんが管理をしてくださっているということでよろしいのでしょうか。また、これをどこかに、民間業者への委託をしているというのはあるのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)今のところは全て地元の団体の方、市民の団体の方ですとか、学校開放の利用者で立ち上げた団体ですとか、PTAの方たちに管理をしていただいているという状況です。以上です。

(潮田) 東小につきましては、あそこは校庭に水をまくスプリンクラー みたいのがあるかなと思うのですけれども、その管理ではなく、やはり 地域の方が行うというものになるのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長)芝生の管理につきましては、やはりどうしても芝刈りとかの作業がございます。そういったところから、スプリンクラーだけではなくて、地元に管理の団体をつくっていただきまして、そちらで学校の校庭のほうを管理していただきたいと、このように考えております。

以上です。

(潮田) そういたしますと、残りの6校につきましては、今後これは教育委員会のほうからお願いをしていくのか、または地域の方から声がかかるのか、先生からお話が行くのか、どういった形で進めていくのでし

ようか。

(教育部副部長兼教育総務課長) では、お答えをいたします。

校庭の芝生化につきましては、学校のほうからやってほしいというお声があったりですとか、こちらからお願いしたりですとか、状況は様々でございます。今後、東小学校の後は、それぞれの学校の状況を見ながら、教育委員会のほうで芝生化については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

(野本) それでは、引き続き幾つか質問をさせていただきたいと思います。

33ページの病児・病後児保育事業で運営委託料の減額ですとか、新型コロナウイルス感染症対策補助金の減額というのがありますが、やはりコロナ対策の関係あるいは影響で業務が滞ったといいますか、縮小されたというような理解になるのでしょうか、これは。

(保育課長) お答えします。

今回の補正は、あくまでも送迎病児の利用が少なかったということと、 予定していたコロナ対策に係る改修を見送ったということで減額補正す るものです。

以上です。

(野本) コロナ対策の改修というのは、具体的にはどういうものだった のでしょうか。予定していたのは。

(保育課長)聞いた限りですと、水栓の自動化をやる予定だとは聞いて いました。

以上です。

(野本)次に、先ほども質疑で出たと思いますが、35ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業で、接種状況というのがその後だんだん、接種率が3回目ぐらいまではある程度伸びていたと思うのですけれども、その後接種率は落ちてきているなというふうな私は受け止めをしているのですが、その辺の状況について伺いたいと思います。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事)2月27日時点の、

今直近ではオミクロン株対応2価ワクチンを接種してございまして、こちらのほうの今接種人数と割合で一旦お答えをさせていただきます。今接種対象者を10万6,816人としまして、接種済みの方が5万8,220人ということで、これが割合にしますと54.5%という状況になっております。今、毎日の予約数が、申し訳ございませんが、委員のおっしゃるとおりで、今接種体制自体も3分の1ぐらいに落としてご予約のほうを受けながら接種をお願いをしている状況でございます。

以上です。

(野本)市としては、これに関しては接種をもっと勧奨していこうとしているのか、それとも現状のままを受け入れていこうとしているのか、 その辺はどういう考えを持っているのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事)まず、初回接種につきましては、今1価のファイザーのワクチンが、輸入が一旦停止というか、年末に終了しました関係で、もう接種が受けられる期限がワクチンの終了とともに終了してしまうので、現体制では、将来オミクロンに置き換わる可能性はございますが、初回接種を受けていない方はということで年末に接種勧奨のおはがきを市内の1万人くらいの方に送らせていただきまして、それを受けてかなり初回接種、一時的にお申込みをいただいた状況です。

それから、国や県を通じまして引き続きやはり感染、拡大はしてはいないわけですが、引き続き感染状況は続いていますので、未接種の方に勧奨するようにということで、政府動画ですとか、そういった周知のご案内も来ておりまして、そういったものを活用して引き続き接種をご案内をしている状況となります。

以上です。

(野本) そうすると、今最初に報告をいただいたオミクロン株対応ワクチンの54.5%の今現在の接種率はもう少し上げていこうということをしているということでよろしいですか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 今接種勧奨を個別通知するのは接種券を送るタイミングになるのですが、先ほどのお話

の繰り返しになりますが、一旦接種のピークは年内くらいで終了したところなのですが、いろいろなご事情で3回目、4回目接種が遅れている方が順次、今3か月たっておりますので、そういう方にはお送りしているのと、あと小児、乳幼児の方にも年齢到達でお送りをしている状況でございます。ですので、まずそういった接種券を送るタイミングのお客様には引き続き打っていただきたいというふうにお願いが直接できるところなのですが、努力義務という中で、最終的にはご本人の判断にはなりますが、現在まだ努力義務で接種勧奨を引き続きしている状況でございますので、この接種率が上がっていくことを想定してご案内もしているような、接種も続けているような状況となります。以上です。

(野本) 今現在はあまり、感染状況が増えているというよりは、どっちかというと落ち着いているように感じるのです。 医療機関なんかはこれをどう受け止めているのでしょうか。 やっぱりワクチン接種をしたほうがいいというふうに、約45%ぐらいのしていない方々はしたほうがいいという考えをお持ちなのでしょうか。そこのところは、医療機関の状況というのは分かりますか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 医療機関との今実は令和5年度のワクチンの接種体制をまた構築をしていく必要がございまして、今回本議会の最終日に1号補正でまたお諮りさせていただく予定はございまして、そういった令和5年度もまた、今度重症者を減らしていくというのを目的としまして、令和5年中に12歳以上の方全員に1回、それからハイリスクの方には2回というふうに接種体制が続いていくというところの共有はまずさせていただいておりまして、現状まだオミクロンを今年度中に打っていない方は、また引き続きそのままその流れに乗って打っていただくようになるような今国の説明がございますので、その辺りで接種が引き続き必要ということで認識はしていただいていると思っております。

(野本) 今後という部分で見ていくと、今は3回目がまだの方とか、4回目がまだの方とかというふうな形ではありますけれども、今後、年に

1回という形になっていった場合、回数というのはカウントが関係なくなるのか、それともいつまでも何回目、何回目というのが残っていくものなのか、その辺はどうなのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 令和5年度につきましては、まず春夏接種という、ハイリスクの方に5月から8月の期間に1度接種していただくように、接種券はもうお出しするようにということで、準備を始めてくださいというふうな国の指示が来ております。その中のつくりとしましては、委員のご指摘のとおり接種回数をカウントするような様式になっておりまして、令和5年度中は前回の接種から3か月空けるのか、それとも重症化、死亡率減少のために、1年弱ぐらいワクチンの効果はもつようなお話もございますが、どのくらいの間隔でというふうな指示がまだ来ていないのですが、令和5年度中にそういった今後、令和6年度以降の最終的にどのように、定期接種になっていくのか分からないのですが、その辺りで、ただ年に1度打つようであれば、カウントというのはしなくても、そのシーズンにどなたに打っていただくとか、そういったところも含めてそういった制度が構築はされていくのではないかなというふうに思うのですけれども、今その辺りがまだ詳しいものは出ておりません。

以上です。

(野本) 今のところは、もしかしたら予算のほうでやるべきやり取りだったかなというふうに思います。

ワクチンそのものというのは、思い返してみると、一番最初は市がかなり関与して確保をするとか、冷蔵施設を導入するとかというのがありましたけれども、今後についてもやはり市が主に主導していくということなのでしょうか。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 5月から8月に 今のところやりますというふうな話になっている春夏接種につきまして は、現行のオミクロンの2価ワクチンを、ファイザーを使うということ になっておりまして、そうしますとディープフリーザーでの管理が必要 となってまいります (P84 発言の訂正あり)。そうしますと、市内にご ざいます基本型の医療施設と保健センターのほうに設置してございます、そういった冷凍庫での保管が原則となります。ちょっと秋冬について、ワクチンをどんなものを使うかというのはまだ指示が来ていない状況です。

以上です。

(野本)分かりました。

もう一つ、49ページのところに文化財調査事業というのがあって、これは歳入のところであった中井遺跡だったでしょうか、このことでよろしかったのでしょうか。

(生涯学習課長) そのとおりでございます。

(野本) その中井遺跡というのは、どのような遺跡、どのような価値と 言ったら変なのですが、重要度というのかな、市の位置づけを持ったも のなのか伺いたいと思います。

(生涯学習課長) 今中井遺跡で発掘した内容につきましては、先ほどちょっとお話ししたところだったのですけれども、この位置づけというのがちょっと難しいところではあるのですけれども、これはこれからまた報告書を作成するに当たって考察していくところだと思うのですけれども、一つ、台脚付高坏というものがありまして、これが食物等、お供物を盛るようなときで、それの台座部分が出てきています。それについては、これから調査というか、調べていくことになると思うのですけれども、そちらについては、一説によると何か大阪で作られたものではないかというような話も出てきているので、その辺はっきりしてくれば、市の中でも、どこまで重要かというのはちょっと難しいですけれども、貴重なものになるのかなとは思っているのですが、今の段階ではまだそこまでは調査し切れていないというか、確認が取れていない状況でございます。

以上でございます。

(野本)今回、その補正は財源内訳更正ということなのですが、一般財源からこれは何の財源に置き換えているのかを伺います。

(生涯学習課長)こちらの財源につきましては、文化財調査事業の中に

あるのですけれども、この発掘の費用の内訳なのですけれども、こちらについては、まず表の土を一回浅いところで掘る表土掘削というものがありまして、それとそれに伴ってまたそこから手掘りで掘る、特に作業員の賃金とか、あとは掘り上がったときに測量とかを行うのですけれども、測量委託料、そういったものがかかってきておりまして、こちらについては文化財調査事業の中の予算の科目の中に入っているものとなっております。

以上でございます。

(野本) そうすると、これは補助金とか、そういうものに置き換えるのではなくて、一般財源の中での置き換えみたいなものなのですか。

(生涯学習課長) こちらは、補助金というものではなくて、一般財源からの支出でございます。それの部分を事業者から負担してもらったものを収入としていただいているものでございます。

以上でございます。

(野本)分かりました。

もう一つ、その下の文化センター管理運営事業の減額、これはコロナウイルス感染症の関係なのかなというふうに思いますけれども、その内容を伺わせてください。

(生涯学習課長) こちらの詳しい内容につきましては、令和4年度の3月議会にて令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)で計上しておりましたが、令和4年8月27日の土曜日に文化芸術振興支援事業としてファミリーコンサート「オーケストラで聴くジブリ音楽」というものを無料開催、無料の公演で開催しております。こちらの事業の目的につきましては、コロナ禍によりまして市民の文化芸術に触れる機会が減少していることから、市民が文化芸術に触れる機会を提供することを目的として開催したものでございます。こちらの実施結果につきましては、8月27日に2回公演で行っておりまして、2回公演で1,836人の入場者数がございました。

以上でございます。

(野本) そうしますと、本来その予算がどのくらいだったものが98万

4,000円減額されたことになるのですか。

(生涯学習課長)こちらの減額の内容につきましては、主なところでお話しさせていただきますと、もともとチケット販売をセブンイレブン等での発券も視野に入れて考えていたのですけれども、まずこれをクレアの窓口対応だけにしたことと、音楽著作権使用料が、無料開催にしたために、当初考えたよりもかなり安くなりました。低額になりました。それと、会場案内、かなり人数が来ることが予想されましたので、こちらの案内係をふだんよりも多く動員を予定していたのですけれども、そちらのほうを既存の対応で、最少人数で対応ができるということで、そちらの部分が必要なくなったことから、98万4,000円の減額となったところでございます。

(何事か声あり)

(生涯学習課長) 当初は700万でございました。

(諏訪)では、1点だけすみません。

35ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。統計資料などを作っておられるようでしたら伺いたいと思うのですけれども、今回鴻巣市としては本当にスムーズにワクチン接種が行えたのではないかなというふうに感じてはいるのです。そのような中で、いわゆる消費期限切れとなったワクチンがどのぐらいあったのか、そういうのを管理していなかったのかどうかちょっと分からないのですけれども、処分したものはどのぐらいあったのかをまず伺いたいと思います。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 今、廃棄したワクチンの数が分からないので、お調べしてすぐお答えするようにいたします。申し訳ございません。

(諏訪)では、後でいただければと思います。

あとは、ワクチンの有効性という観点からなのですけれども、コロナに罹患した方とワクチン接種との関連性なども、もしここで取っておられれば知りたいのと、あとは県のほうで何かまとめたものがあって、そういったものが出ているのでしたら伺いたいと思いますが。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) こちらも併せて

お調べしてきちんとお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(金澤) 皆さんからほとんど質問等をしていただいたので、私がちょっと最後確認だけさせてもらいたいのですが、まず31ページの放課後児童クラブのエネルギー価格等の高騰対策支援給付金があります。財源内訳更正という形で書いてあるのだけれども、この辺は内容的にはどういうふうになっているのですか。

(こども応援課長) こちらの財源につきましては、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金に財源更正という形になっております。 以上です。

(金澤) エネルギー価格の高騰でコロナの支援というか、ありましたけれども、今年度も含めると、来年度か、それだけではもう、エネルギーの価格高騰からいくと対応が難しくなっていくのではないかなというふうに見えるのだけれども、その辺はどういう感じで見ているのですか。というのは、放課後児童クラブだけではなくて、ほかの、エネルギー価格ですから、公の施設も当然かかるのだろうけれども、その辺の打合せというか、そういうのはまだしていないのですか。

(こども応援課長) こちらにつきましては、地方創生臨時交付金のメニュー等が提示された際に、その活用状況ということで恐らく検討になるかと思いますので、今後につきましてはまだお話しできる状況ではないという形で、申し訳ありません、お願いいたします。

(金澤)分かりました。エネルギー高騰でいろいろ費用はかかりますの で、よく十分に精査していただきたいと思います。

もう一点、教育関係で、47ページ、49ページで小中学校の施設改修事業があります。ご説明では、繰越明許もあって、鴻巣中学校とか北中のトイレとか、いろいろ工事やりますよというふうに説明は受けているのですが、当然教育委員会では、各小学校で、うちはこういうものを直してくださいとか、こういう問題が起きているから対応してくださいとかという要望事項は各小学校、中学校から行っていると思うのです。当然それに対する予算の問題があるから、あとは頻度の問題、どうしても直さ

なくてはならないというのも当然あるでしょう。だから、その辺を踏まえて、ある程度計画的に年度計画を出してやってくる。だけれども、物価の高騰とか、業者さんの受入れの問題とか、いろいろあると思うのです。特に業者さんの受入れの場合には、価格高騰等があるから、やたらというとして、かなり慎重になってというところもなという感じがするのです。その辺で、各小中学校で改修するエ事にかいては、年度ごとにスケジューリングというか、計画は立っているのが、なというでは、その辺が対応が難しいとなると、当然繰越明許で延ばしていく。その辺が対応が難しいとなると、当然繰越明許で延ばしていく。その辺が対応が難しいとなると、当然繰越明許で延ばしていく。その辺が対応が難しいとなると、当然に何をやるというような事業スキームというのはお考えになっているのか、その辺をちょっと確認したいのですけれども。

(教育部副部長兼教育総務課長)小中学校の施設の改修につきましては、個別施設計画というのがございます。そちらの中で、優先順位をつけてですけれども、例えば来年度、松原小学校の屋上防水をやりたいですとか、屋上防水ですから雨漏りがひどいというところなのですけれども、そういったところで優先順位をつけて計画をつくっているというところでございます。

以上です。

(金澤) そうすると、改修しますよといっても教育委員会がやるわけではなくて、当然これは地元の業者さんとかにやってもらう。やるに当たっては、業者さんの受入れに対する見積りというか、そういうのもあると思うのですが、今の価格高騰云々を考えると、ある程度余裕を持った予算というか、ものを組んでおかないと受け入れてもらえない、いわゆる工事してもらえないという状況になる可能性も往々にしてあるのではないかなと。ある程度弾力性のある予算というのを組むべきかなと私は思うのだけれども、その辺のお考えというのはどうなのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長)先ほどの答弁でもありましたけれども、 物価の上昇ということで、10%ほどを考えたりですとか、そういった面 で予算については、物価が高騰してもある程度対応できるような形で工 事をやっていただく、担当課とも相談しながら設定しているというとこ ろでございます。それとあと、物価スライドというシステムがございま して、工事中に急激に物価が上がった場合には、その部分について増額 して契約変更すると、そういったこともできますので、そういったとこ ろで対応が可能かなというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ちょっと10分あるのですが、暫時休憩したいと思います。

(休憩 午後3時16分)

(開議 午後3時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、コロナワクチン副参事より発言の申出を求められておりますの で、これを許可します。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 先ほど諏訪委員 からご質問いただきました 2 点、ワクチンに関するご質問をいただきま したので、お調べした範囲で回答させていただきます。

まず、廃棄したワクチンの本数についてご質問いただいたかと思うのですが、今、細かいちょっと分類ができなかったのですが、ワクチン接種を開始しまして、当初1価のワクチン、それから現在オミクロンの2価のワクチンを両方やっておりまして、ワクチンが変更になっておりまして、そこを全部通算しました数字となります。まず、ファイザーのワクチンが88バイアル、それからモデルナが560バイアル、小児のワクチンが1バイアル、それから乳幼児のワクチンが1バイアルとなっております。詳しい内訳の数字は今分け切れなかったのですが、モデルナがちょっと多い印象なのですけれども、当初、1価のワクチンのときに1バイアル20人まで取れたというのもございまして、なかなか医療機関等でこれを1日に20人予約を取ってというのが、接種の予約とワクチンを1回バイアルを分けたりすることについて、そこのバランスが非常に、当時取るのが難しいワクチンだったのですけれども、そういった関係はあったのではないかと思います。

それから、廃棄の理由が、ディープフリーザーの中で冷凍した状態で有効期限が切れたものが圧倒的に多くて、そのほかの理由としましては、冷蔵庫に落として、各医療機関に配送して、冷蔵に落としますと1か月だったり、今10週間だったりするのですが、その期間にうまくワクチンの予約がキャンセルになったりする予約の増減の中で、冷蔵に落としてしまったせいで、もうそれ以上使えなくなったという、そういう有効期限切れというのも一部入っているというふうな数字となります。

それから、続きましてワクチンの有効性についてなのですが、埼玉県の衛生研究所の今資料から一旦、70代の方のオミクロン株対応2価ワクチンの致死率の比較という数字を持ってまいりました。致死率の比較になります。4回ワクチンを打った方につきましては、70代の方は0.2%、一度も打ったことがない方は1.7%というふうな数字が出ております。ちょっと重症化率については資料がございませんでした。

あと、もう一点だけ、すみません。先ほど訂正をお願いをしたいと思うのですが、私のお答えした中で、野本委員のご質問の中で、来年度の春夏接種のワクチンがオミクロン株対応2価ワクチンのファイザーというふうに申し上げたのですが、モデルナも今有効期限がまだ残っているものがございまして、これを引き続き使う可能性がございますので、ファイザーのみというふうに決まっているわけではないというところで、大変失礼いたしました。訂正させていただきます。よろしくお願いします。(委員長)では、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

皆様にお諮りします。 1 人 2 人質問に入りますか。それとも、本日はこれまでにとどめて、質問はあしたに回しますか。

(何事か声あり)

(委員長) そのようにいたしますか。分かりました。

では、本日の審議はここまでにしまして、次回質問から入りたいと思います。

本日2件ほど発言の訂正願いがされました。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

では、本日はこれで終了します。またあした再開いたします。

皆様、どうもご苦労さまでした。

(散会 午後4時47分)